平成22年第2回定例会

別海町議会会議録

第2号(平成22年6月22日)

議事日程 日程第 1 会議録署名議員の指名																	
日程第																	
							1	2	番	佐	藤	初	雄	議員	Ę		
								4	番	安	部	政	博	議員	Ę		
							1	1 :	番	中	村	忠	±	議員	Ę		
								7	番	丹	羽	勝	夫	議員	Į		
								5	番	瀧	Л	榮	子	議員	Ę		
会議に	- (寸」, †	一事化	<u>4</u>														
会議に付した事件 日程第 1 - 会議録署名議員の指名																	
								2		, 佐	藤	初	雄	議員	Ę		
								4		安	部	政	博	議員			
							1	1 :	番	中	村	忠	\pm	議員	Ę		
								7	番	丹	33	勝	夫	議員	Ę		
								5	番	瀧	Л	榮	子	議員	Į		
出席議員(18名)																	
			1番	西	原		浩						2番	沓	澤	昌	廣
			3番	福	原	春	夫						4番	安	部	政	博
			5番	瀧	Ш	榮	子						6番	Щ	田		信
			7番	丹	羽	勝	夫						8番	松	原	政	勝
			9番	戸	田	博	義						0番	戸	田	憲	悦
		1	1番	中	村	忠	±					1	2番	佐	藤	初	雄
			3番	池	田	幸	雄						4番	安	田	輝	男
		1 !	5番	山	崎	賢	—						6番		之木	春	男
Ē	議長	1	7番	横	堀	昭	康			議	툱	1	8番	渡	邊	政	吉
欠席諱	員(0 4	当)														
出席訪	钥員																
町		長	水	沼		猛		i	副	Ħ	l	長	磯	田	俊	夫	
教	育	長	Щ		長	伸			代著	表監	查委	員	鈴	木	英	世	

総務部長	小守	正	福祉部長	田	村	秀	男				
産業振興部長	飯島	孝 二	建設水道部長	田	中	忠	敏				
教育部長	根 本	幸三	監査委員事務局長	半	田	雅	代				
農委事務局長	森本	哲 男	病 院 事 務 長	真	籠		毅				
会 計 管 理 者	上 月	昭彦	総務部次長	有	田	博	喜				
福 祉 部 次 長	笠原	悦 雄	福 祉 部 次 長	守	Ш		昇				
福祉部次長	松本	光永	産業振興部次長	±	井	—	典				
建設水道部次長	大島	登	総務課長	宮	部	ΤĒ	好				
総合政策課長	有田	博喜	総務課参事	佐	藤	則	夫				
財政課長	竹中	仁	税務課長	Ŧ	場	俊	昭				
福祉課長	松本	光永	福祉部付課長	松	壽	和	広				
町民課長	斎藤	英 彦	福 祉 課 参 事	清	水	純	夫				
保健課長	佐藤	秀明	特 老 施 設 長	村	井		勉				
デイサービスセンター長	中澤	信明	老健事務長	清	尾	昌	弘				
農政課長	山崎	茂	環境特別推進室長	佐	藤	康	男				
水産みどり課長	藤原	繁光	商工観光課長	畄	田	—	芳				
管理課長	木村	功男	事業課長	天	田		豊				
事 業 課 技 術 長 (病院建設準備室長)	山岸	英一	上下水道課長	永	野	寛	明				
出納室長	相山	一晴	病院事務課長	佐	藤	—	彦				
学務課長	佐藤	英 敏	学 務 課 参 事	今	井	道	春				
生涯学習課長	下地	啓									
議会事務局出席職員											
事務局長	佐藤	次春	主幹	Щ	田	—	志				
会議録署名議員											
7番	丹 羽	勝夫	8番	松	原	政	勝				
9番	戸田	博義									

開議宣告

議長(渡邊政吉君) ただいまから、第2日目の会議を開きます。

ただいま出席している議員は18名であります。定足数に達しておりますので、直ちに 本日の会議を開きます。

本日の議事日程はお手元に配付のとおりです。

日程第1 会議録署名議員の指名

議長(渡邊政吉君) 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。 会議録署名議員は、会議規則第119条の規定により、議長において指名いたします。 7番丹羽議員、8番松原議員、9番戸田博義議員、以上3名を指名いたします。

日程第2 一般質問

議長(渡邊政吉君) 日程第2 一般質問を行います。

質問の通告がありますので、順次、発言を許します。

まず初めに、12番佐藤初雄議員、質問者席にお着きください。

なお、質問は一問一答方式でございます。

12番(佐藤初雄君) それでは、通告に従いまして一般質問をさせていただきます。 口蹄疫発生の現状と対策、今後の取り組み等についてと題しまして質問させていただき ます。

宮崎県で発生した口蹄疫は、短期間内に拡大、大きな影響が出て、今後の状況は予断で きない深刻な状況下、敏速な対応、対策が必要であり、当町における畜産、酪農の占める 位置は大きく、この状況の進展によっては、壊滅的打撃を受ける事態になります。

そこで、口蹄疫発生の現在までの経過を簡略にお知らせいただきたいと思います。これ は議員協議会でも大枠は説明を受けておりますので、よろしくお願いしたいと思います。

議長(渡邊政吉君) それでは、産業振興部長。

産業振興部長(飯島孝二君) 今の質問にお答えしたいと思いますけれども、昨日の町 長からの行政報告と重なる部分もございますが、お答えしたいと思います。

4月20日に、宮崎県都農町の和牛繁殖農家の雌牛3頭が口蹄疫に感染した疑いがある と発表。翌日には、同県川南町の酪農・肉用複合経営農家が飼養する搾乳牛から口蹄疫の 陽性反応が確認されました。乳牛が口蹄疫の疑似患畜と判断されたことは、日本で初めて でございます。

また、5月20日には、累計146カ所で、殺処分対象は12万5,000頭、これは 農家戸数で146戸、肉用、乳牛計で1万4,000頭、豚で11万1,000頭というよ うなことになっております。この中には、皆さんも新聞等で御承知でありますけれども、 宮崎プランド牛を産み出す後継種牛も含まれておりました。

その後、なかなか発症が終息しないことから、日本で初めてとなる口蹄疫ワクチン接種 と殺処分が決定され、発生地から半径10キロ圏内でワクチン接種が実施されて、約20 万頭の牛や豚が新たな殺処分対象となったところであります。

また、5月28日には、口蹄疫対策特別措置法も成立し、政府は、拡大防止に全力を挙 げていたところであります。

3

一方、4例で封じ込めに成功したえびの市について、農林水産省の疫学チームは、早期 の発見と殺処分までの時間が2日間程度と迅速な防疫奏功だったことが大きいというふう に現地調査の結果を述べております。

なお、えびの市については、6月3日までに行った安全調査で、家畜に新たな異常が見 つからなかったことを明らかにし、4日には、移動、搬出制限が解除されたことと、口蹄 疫特別措置法が2年間の時限立法で施行され、国を挙げての拡大防止に体制が整ったと考 えておりました。

ところが、6月10日には、口蹄疫発生地帯であります宮崎県東部から50キロも離れた、全国最大級の畜産地域で都城市に飛び火との報道を聞き、この封じ込めには難しい危機感を覚えたところであります。

今現在、6月19日以降で飛び火した都城市ほか4市町、日向市、西都市、宮崎市、国 富町では、新たな発生はございません。

18日現在の模様でございますけれども、291戸で19万9,284頭、これは5市 6町にまたがったおりますけれども、牛で208戸の3万7,093頭、豚で86戸の1 6万2,174頭、ヤギで6戸の9頭、羊で1戸の8頭というような実績になっておりま す。

以上であります。

議長(渡邊政吉君) 佐藤議員。

12番(佐藤初雄君) 今、部長から経過の説明がございました。2番に移らせていた だきたいと思いますけれども、本当に急速に大きく、50キロも離れたところにぽこんと 出てくるというような状況の中、こういった事態を踏まえまして、別海町の対応、あるい は対策、取り組み状況についてお知らせをいただきたいと思います。

議長(渡邊政吉君) 産業振興部長。

産業振興部長(飯島孝二君) 本町の取り組みについてということでございますけれど も、この口蹄疫、法定伝染病につきましては、北海道が行うということになっておりまし て、当然、別海町でも道の指示のもと動くわけでございますけれども、町では、家畜保健 衛生所の指導による防疫対応の周知徹底の呼びかけを4月20日付で関係農家、関係機関 等へ発送しております。また、28日には、別海町家畜自衛防疫組合担当者部会を開催 し、口蹄疫の危機管理体制を確認したところであります。

万一、北海道への侵入に備え、指導関係機関や関係団体、それから個人営業している獣 医師さんとこういった関係者を集めまして、初期防疫体制を4月30日までに整え、北海 道に口蹄疫が発生した場合には、別海町口蹄疫侵入防止対策本部を設置する考え方を説明 しております。

また、このことにつきましては、5月21日に開催した産業常任委員会の中でも同様の 考え方を説明したところであります。

しかし、猛威を振るう宮崎県の口蹄疫が一向におさまらない、こういったことから、国 の権限強化を意味する、現行法を補完する特別措置法が5月28日に成立したことで、家 畜飼養者にかわって都道府県が焼却や埋却ができると明記されたところであります。これ らとあわせるかのように、北海道におきましても、5月21日に北海道口蹄疫侵入防止対 策本部が設置され、6月24日には根室振興局にも侵入防止対策本部を設置したところで あります。

一向に口蹄疫が終息しない状況から、本格的な行楽シーズンが始まったことで、不特定

多数が集まる施設やイベント、そして来町する観光客の皆様にも防疫への協力を求めなが ら、経済活動をとめることのないよう、難しい判断もありましたけれども、急遽、5月3 1日、町長指示によりまして、構成員となります関係機関、団体等の全員の出席のもと、 別海町口蹄疫侵入防止対策本部を設置したところであります。

また、別海町が行う口蹄疫侵入防止対策につきましては、役場庁舎などの公共施設や不 特定多数の出入りする観光施設、遠方のお客様やスポーツ合宿を誘致している関係から、 旅館組合に対しても、防疫マットの設置等、順次、対応したところであります。

また、業務にて役場職員が農家を訪ねる場合には、携行噴霧器を持参し、防疫を徹底す るよう、口蹄疫侵入防止対策への対応を職員へ周知徹底して、対応を行っているところで あります。

また、北海道が行う道民向けのパンフレット等についても、町内の主要施設や関係団体 等へ町を通じて配布して、口蹄疫の侵入防止に備えているところであります。

以上であります。

議長(渡邊政吉君) 佐藤議員。

12番(佐藤初雄君) 今、説明ありましたように、4月20日に宮崎県で発生いたし まして、その後、当町も敏速な対応というか、速やかな対応がされたというようなこと で、前にも説明ありましたけれども、町営牧場の出入り口の石灰散布、消毒の徹底、ある いは各関係機関、施設、町を含めまして、噴霧器の貸し出し、あるいは簡易噴霧器による 消毒というのを徹底しているようで、そういう面では、非常に速やかに対策本部を設置し て、今日まで対応を心がけ、非常にいいなと思っております。

しかしながら、終息にまだ向かっていない状況下の中、現状を踏まえまして、今後の取 り組みというか、そういったことを一、二点上げてみたいなと思います。

例えば、屠殺場、あるいは産廃処理場、あるいは家畜市場等の消毒体制の強化等もさら に強めなければならないのかなと、こう思います。その辺についての見解がありますれ ば、お知らせをいただきたいなと思います。

議長(渡邊政吉君) 産業振興部長。

産業振興部長(飯島孝二君) それでは、お答えしたいと思いますけれども、それぞれ の各施設につきましては、指導機関、これは根室振興局、あるいは家畜保健衛生所、こう いった指導機関による各対策を打つごとに防疫対策について指導されております。

そういった面では、例えば、ここでいいますと市場だとか、そういった大きなところに ついては直接、指導機関のほうから指導されております。また、屠畜場につきましては、 根室管内はございません。北海道畜産公社釧路事業所がありますが、これにつきまして は、釧路の総合振興局が指導機関でございますので、こちらのほうから指導されておりま す。

また、別海町にあります2つのへい獣処理業者でございますけれども、それと根室地方 家畜商業協同組合、こういったところにつきましては、根室振興局から防疫指導について 直接行っているところであります。

また、根室管内には根室北部広域連合施設もございますけれども、これにつきまして は、独自に出入り口等の防疫対応をしている状況であります。

以上であります。

議長(渡邊政吉君) 佐藤議員。

12番(佐藤初雄君) 畜産の町というか、畜産の地域というようなことで、いろいろ

な町単独の、あるいは広域的な施設があるわけで、今おっしゃいましたように連携が必要 かなと、こう思います。

そこで、釧路根室間、いわゆる釧根管内の広域的な連携体制の強化がさらに必要かな と、こう思っておるところであります。例えば、対策本部の設置につきましても、6月9 日現在におきまして、5月21日には道で設置されたようですけれども、別海町におきま しては5月31日に対策本部ができたと。中標津におかれましては6月2日、標津におか れましては6月7日、あるいは根室、羅臼におきましては検討されているというようなこ とで、極端に言えば認識の差というか、ちょっと対応が慎重なのかわかりませんが、いず れにしても少しアンバランスな部分もあるので、そこらも含めまして、今後どのような強 化を考えておられるのか。

議長(渡邊政吉君) 産業振興部長。

産業振興部長(飯島孝二君) お答えしたいと思います。

当然、広域的な考え方ということも必要ですし、ほかの町村との連携も必要だというふうに思っております。そういった面では、根室振興局内においては、口蹄疫の机上演習を去る5月10日に管内の関係者を招集しまして行っております。その都度、情報交換をしながら、侵入防止対策に向けて取り組んでいるところでございます。

今後においても、そういった連携というのは大変必要でございますので、連携体制の強 化に努めてまいりたいというふうに考えております。

いずれにしましても、各振興局ごとにおいていろいろな情報交換をしております。そう いった面では、道に口蹄疫の法的な責任がありますので、道も各振興局との連携を密にし てやっておりますので、我々もそれに従いながら進めております。そういう面では、連携 を強化しているつもりでございます。

以上でございます。

議長(渡邊政吉君) 佐藤議員。

12番(佐藤初雄君) それでは次ですけれども、仮に本町で、こういうことがあって は困るのですけれども、仮の場合です。本町で発生があった場合の対応について何点かお 聞きをいたしたいなと思います。

新聞紙上、あるいはテレビ等にもありますように、シカなどの野生動物に対する対応に ついてということなのですけれども、別海町は湖沼も多いし、また、それにつけまして、 何か新聞報道によりますと、カモが非常にウイルスをたくさん対応できる性質を持ってい るというようなことなのですけれど、カモはともかくといたしまして、非常に最近シカが ふえまして、農林被害が大きくなって懸念されていたところに、プラスこういった口蹄疫 の発生ということで、シカの駆除につきまして、これにつきまして道では自衛隊のほうに も要請というような話も伺っておりますけれども、当町におきましても猟友会というか、 ハンター等もあります。

こういったことで、シカなどの野生動物に対する対応についてのお考え等ございました ら、お聞きをしたいなと思います。

議長(渡邊政吉君) 産業振興部長。

産業振興部長(飯島孝二君) シカの対策ということでございますけれども、我々にお きましても、同じ偶蹄類でございますので、シカの対応というのは非常に苦慮していると ころでありますし、また、今のところ、これといった対策方法もないのが実情ではないか というふうに思っています。 そういった面で対応につきましては、今のところ、農業者や猟友会、あるいは地域住民 等から口蹄疫が疑われるような不審な行動をするようなエゾシカの情報が寄せられた場合 は、速やかに根室振興局のほうへ情報を提供するというような、今、マニュアルの中では そういうことで、特にシカに対してどうしたらいいかというのはないのが実情ですけれど も、そういったことが起きた場合には、そういった連絡、情報体制をしっかりとっておこ うということになっております。今のところ、そういうような状況でございます。

議長(渡邊政吉君) 佐藤議員。

12番(佐藤初雄君) それでは、二つ目といたしまして、宮崎県は非常に狭いところ にたくさんの牛、豚がいたということで、10万頭単位で被害が出ているわけですけれど も、当町におきましては、全国-と言われるぐらい広い面積の中に酪農家が点在している と。仮の話なのですけれども、そういったことでもし出た場合に、テレビでもやっており ましたけれども、夜間の移動の監視の徹底ということが一つは必要なのかなというような ことと、それとあわせまして消毒の24時間体制の対応というようなことがありますの で、当町の対策本部としての消毒等の24時間体制の対応についてお伺いをしたいなと思 います。

議長(渡邊政吉君) 産業振興部長。

産業振興部長(飯島孝二君) 万が一発生したときの対応ということになるかと思いま すけれども、先ほども言いましたけれども、宮崎県のえびの市で起こった場合、2日間で 体制を整えてやったということで、封じ込みに成功したのではないかというようなことも あります。そういったことで、初動体制が一番大切だというふうに思っています。

そういった面で、目に見えぬウイルスとの闘いになるわけでございますので、感染拡大 防止に向け、防疫班長、これは家畜保健衛生所の所長になりますけれども、これらの指示 に基づいて、口蹄疫対策協議会を構成する町職員や関係団体職員が一丸となって対応しな ければならないというふうに思っています。対策協議会は実動部隊というふうにとらえて いただければいいのかなと思いますけれども。

そういったことで、振興局主催の机上演習も実施されております。万が一に備え、さら に、地域を限定した、より現実的なシミュレーションを家畜保健衛生所にお願いしている ところであります。

今、そういった面で、もう一度、机上訓練、今、家畜保健衛生所のほうで、ある地域を 特定してそういったシミュレーションを書いて、5月10日にもシミュレーションをして おりますけれども、黙って消毒体制を、回りを囲むだけでも体制としては60人ぐらい必 要ではないかというのもあります。そのほかに防疫チームとして獣医師、あるいはそう いった関係する専門的な人もございます。そういう面でいけば百二、三十人から150人 ぐらいの規模になろうかと思いますけれども、まず、そこの場所から一歩も出さないとい うことがやっぱり初動体制の第一歩だというふうに思っていますので、24時間以内にす べてをシャットアウトできるような体制づくりをしていきたいと。そういった面でも、今 後もこういったシミュレーションをつくりながら、研究していきたいというふうに思って います。

以上です。

議長(渡邊政吉君) 佐藤議員。

12番(佐藤初雄君) 次に、殺処分が出た場合に、宮崎でもそうなのですけれども、 相当な頭数ということで、埋める場所の確保が非常に困難を来して、10日も放置されて いるというような感じの中で、暖かくなれば腐敗も出ますし、いろいろな病原菌も出るか もしれません。そういったことで、仮の話なのですけれども、別海町もそういった場合を 想定した中で、埋め立て用地の確保等はどんなような検討をされておりますか。

議長(渡邊政吉君) 産業振興部長。

産業振興部長(飯島孝二君) 殺処分の処理の話でございますけれども、宮崎県においては、土地も狭いということもあって、いろいろな土地条件があってすぐ進んでいかなかったという部分もあろうかと思いますけれども、そういった面では、別海町は広い土地があるなと思っていますけれども、場所によってはなかなか難しいのかなと思っています。

いずれにしても、殺処分された死体は発生地において焼却または埋却することが原則と なっております。その数量、現地の地形等によっては発生地で実施困難な場合も考えられ ますが、病原体の散逸防止に万全を期しつつ、他の場所に輸送し、埋却あるいは焼却する ことになりますけれども、今のところ考えているのは、できる限り、農場敷地内での埋却 処理をすべきというふうに考えております。

現在、そういった面では、穴を掘った場合に水が出てくるだとか、そういうこともあり ますので、今、いろいろなデータを見ながら、埋め立てするのに不適地なところがあるか どうか、そういった調査もしているところであります。

以上であります。

議長(渡邊政吉君) 佐藤議員。

12番(佐藤初雄君) 先ほども申しましたけれども、別海町の場合は非常に面積が広 いということで、移動範囲というか、そういったことで時間がかかるということもあるか と思いますので、そういった意味では、消毒車の増による敏速な対応が必要かなと思いま す。その辺につきましてもお聞きをしたいなと思います。

議長(渡邊政吉君) 産業振興部長。

産業振興部長(飯島孝二君) 防疫車ということでございますけれども、宮崎県の例を 見ますと、膨大にいろいろな消毒車を出して、いろいろ懸命に努力されております。そう いった光景を見ると、非常に我々も危惧するところでもありますけれども、いずれにいた しましても、やっぱり初動体制がしっかりしなくてはならないなというふうに思っていま す。

今現在、自走式の消毒車が町内に6台ございます。口蹄疫演習も行っておりますので、 既存の台数で最も重要となります初動体制の対応、これで十分かどうかということも含め まして、家畜保健衛生所とも御相談したり協議もしておりますけれども、いずれにしても この辺をよく相談しながら、こういった消毒車の増車がどの程度必要なのか、検討してい きたいなと思いますし、また、そういう大がかりなものになってきますと、2日ぐらいで いろいろな応援体制もできてくると思いますので、そういったことも考えながら検討して いきたいなというふうに思っています。

以上です。

議長(渡邊政吉君) 佐藤議員。

12番(佐藤初雄君) るる口蹄疫発生の現在までの経過、あるいは本町の対応、取り 組み等々やってまいりまして、今説明ありましたように、抜かりなく引き続き対応を練っ ていただきたいなと思います。

こうした中、国あるいは道への要請についてのことなのですけれども、こういった対

応、この辺をどのように本町としてお考えか、所見をお伺いいたしたいと思います。 議長(渡邊政吉君) 町長。

町長(水沼 猛君) 佐藤議員の御質問にお答えしたいと思います。

今、るる所管部長から答弁がありましたように、現在、侵入の防止に対しましては、 道、また家畜保健衛生所のいろいろな指導や協議をしながら、また関係機関、関係団体、 あらゆる関係する皆様とともに、侵入防止について現在できる最大限の努力をしていると ころであります。

今後とも、状況に応じて、すぐ対応できる体制というものをつくっていくことについて も準備ができている状況でございますので、ぜひ御理解をいただきたいと思います。

先日の行政報告でも申し上げたところでありますが、中央要請につきまして、5点の防 疫関連対策として政策提案を行ってきたところであります。

提案内容について御紹介を申し上げたいと思いますが、まず一つ目は、家畜伝染病の国 内発生時については、発生地域のみならず、発生を受けて他の生産地が実施する防疫措置 に対しても支援すること。二つ目は、口蹄疫(悪性伝染病)の侵入など不測の事態に備 え、町や防疫組織が行う家畜防疫資材の整備、防疫車の購入、農家施設への予防防疫措置 などに対する支援を検討すること。三つ目として、家畜伝染病の発生を未然に防止するた めの防疫体制の強化、また発生時の敏速な初動防疫に重点を置いた危機管理体制の強化に 向けた予算を重点的に確保すること。四つ目として、酪農・畜産地帯において獣医師不足 に陥らないよう、国として万全な対策を講じること。五つ目として、畜産物の買い控えに より生産地に痛手を与えないよう、消費者への正確な情報提供に努めること。以上5 点を 要請しているところでありますが、今後においても、適切な機会をとらえまして、国、道 へ要請する考えでおります。

また、北海道や北海道町村会、これにおいても要請活動をしているところであります。 以上でございます。

議長(渡邊政吉君) 佐藤議員。

12番(佐藤初雄君) 今、町長からおっしゃいましたように、国、道への要請、そし て近隣町村との連携強化を図りながら、ひとつ1次産業のまちとして、経済的大きな打撃 をこうむる前に、備えあれば憂いなしと、口はばかりますが、そういうことわざもござい ます。そういったことで、ひとつ町長が先頭に立って、別海町の基幹産業である酪農、畜 産を守っていただきたいなと、こう思います。

簡単ですけれども、以上で終わらせていただきます。

議長(渡邊政吉君) 以上で、佐藤初雄議員の一般質問を終わります。

続きまして、次に、4番安部政博議員、質問者席にお着きください。

なお、質問は一問一答方式でございます。

4番(安部政博君) 通告に従い、一般質問をさせていただきます。

ただいまの佐藤議員と内容がかなり重なる部分がありますので、その重複する部分は避けながら質問したいと思いますので、お願いいたします。

経過については詳しい説明を受けました。その中で、当町は、5月31日に別海町口蹄 疫侵入防止対策本部を設置しました。これは5月21日に北海道、5月24日に根室振興 局を受けて、要請活動に上京中の水沼町長の指示を受けて発足したというふうに言われて おりますが、酪農主産地の別海町として、この対応は遅かったとは思いませんでしょう か。町長にお伺いいたします。 議長(渡邊政吉君) 町長。

町長(水沼 猛君) 安部議員の質問にお答えしたいと思います。

経過についても多少、先ほどの答弁と重複することがあろうかと思いますが、お許しを いただきたいと思います。

まず、対応が遅いということにつきましてでございますが、まず、口蹄疫侵入防止対策 本部の立ち上げの時期について、4月20日に宮崎県及び農林水産省において口蹄疫対策 本部が設置されたことで、別海町においては、根室振興局及び根室家畜保健衛生所の指導 による防疫対応への周知徹底の呼びかけを4月23日付で関係農家へ送付し、28日には 別海町家畜自衛防疫組合担当者部会を開催しまして、口蹄疫への危機管理体制を確認した ところでございます。

このことで、万一の北海道への侵入に備え、指導関係機関、また関係団体との連絡体制 及び初期防疫体制を4月30日までに整え、北海道で口蹄疫が発生した場合には、即、別 海町口蹄疫侵入防止対策本部を設置する考え方でおりました。

しかしながら、5月下旬には感染場所が既に230カ所以上で、現地対策本部長の山田 正彦農林水産副大臣におかれましては、埋却場所がなく、殺処分から埋めるまで10日か ら15日間と時間がかかったことが爆発的に感染した原因であること、また、法の不備を 認めるなど、国の権限強化を意味すると思われる現行法を補完する特別措置法が5月28 日に成立したことで、家畜飼養者にかわって都道府県側が焼却や埋却ができると明記され たところであります。

これらと歩調を合わせるように、北海道では5月21日に北海道口蹄疫侵入防止対策本部が設置されまして、24日には根室振興局にも侵入防止対策本部を設置したとの通知を28日付で受けております。

私はその当時、中央要請で上京しておりましたが、宮崎県での終息が見えないこと、ま た、行楽シーズンが始まる時期に危機管理体制を共有する意味からも、農協総会等と重な る時期でもございましたが、5月28日に副町長に指示を出しまして、別海町口蹄疫侵入 防止対策本部を急遽、この構成員でもあります農協や共済の組合長さん、また家畜保健衛 生所長、普及センター所長の全員出席によります本部を5月31日に設置したところであ ります。

これらの経過から、決して私どもとして遅かったという認識は持っておらないところで あります。

以上でございます。

議長(渡邊政吉君) 安部議員。

4番(安部政博君) 6月17日の全員協議会の中で、口蹄疫発症に係る別海町の対応 についてというのは、つぶさに動きが示されました。それでわかったのですが、やはり町 民は別海町がどんな動きをしているのか、どんなふうに対策をやってくれるのかというこ とはいつも心配しているわけです。

例えば、別海町の役場に来て、役場庁舎を見て、今目に入るのは教育委員会の早寝早起 きのあの垂れ幕と、こっちには交通安全の垂れ幕です。少なくとも別海町なら口蹄疫を防 ごうとか、あるいは、玄関には別海町口蹄疫侵入防止対策本部の看板ぐらいは必要ではな いかと思うのですが、今後もそういうものをやる考えはないか、お聞きします。

議長(渡邊政吉君) 町長。

町長(水沼 猛君) お答えを申し上げます。

補足で所管からも答弁させたいと思いますが、確かに垂れ幕等は今ございませんが、町 民の皆さんには、それぞれチラシ等で侵入防止についての喚起を呼びかけておりますし、 また、もちろん団体等を含めてやっております。

もちろん我々は酪農日本一の町として、この口蹄疫侵入には非常に危機感を持って万全 な対策を講じていくということも極めて大事なことだと思っております。一方、風評被害 でありますとか、また、過剰な反応でありますとか、いわゆる地域の経済全体にどういう 影響があるのだろう、そういうことも考えながら、過剰にならないような、かつ侵入対策 に万全を期す、そういういろいろな意味でそれぞれ難しい判断はあろうかと思いますが、 現在はそういうことも考えながら、そして、やはりこれは科学的にどう防疫していくかと いうことも非常に大事でありますので、そういうことで家畜保健衛生所、道の指導、また は相談、協議をしながら、そういうことに抜かりのないようにということで今対応をして いるところでありますので、ぜひ御理解をいただきたいと思います。

議長(渡邊政吉君) 安部議員。

4番(安部政博君) 今、町長から風評被害のことについて出ましたけれども、新聞 で、釧路家畜保健衛生所の所長、奥田敏男さん、この人は根室の家畜保健衛生所にもいた 経歴があります。その人は、「感染拡大を懸念して根釧でもイベントの中止が相次いでい ます。過剰反応という声もありますが、いかがですか」という問いに対して、「道内への 感染拡大が可能性としてある以上、神経質過ぎるとは言えません」。それから道新の論説 では、「そういったものは科学的な説明でしっかりとなくしなさい」。獣医師会の副会長 は、「適切な対策をとることと過度に神経質になるということは別問題である」というふ うに言っております。やはりやることをしっかりやる、やっていることがしっかり酪農家 や住民にわかるということが、この侵入を防止する最大の役割でないかと思うのですが、 いかがでしょうか。

議長(渡邊政吉君) 町長。

町長(水沼 猛君) 先ほどもそういうことで答弁をしたつもりであります。やること は、侵入防止に対しての最大のことは、これがいいということについてはすべて科学的に 基づいたことも含めてしっかりやっていくと同時に、これは正しい理解をそれぞれ住民の 皆さんにしていただく、いわゆる風評被害の防止ですね、そういうこと。それから経済活 動をとめないように、それも正しい知識を持っていただくことによって最小限にとどめる ということでありますので、その両方をやらなければならない。それが今回の口蹄疫の問 題だと私どもは思っておりますので、そういう意味では、議員おっしゃることは、我々は 十分認識も同じだと思っております。

議長(渡邊政吉君) 安部議員。

4番(安部政博君) 全道一斉に家畜の健康状況についての聞き取り、あるいは現地調 査を行ったというふうに聞いております。当町も第1次が5月12日から15日、第2次 が5月25日から28日、722戸、70班で行ったというふうなことが書いております が、宮崎県が一番感染した理由は、乳牛よりも豚がウイルスを1000倍も2000倍も 放出すると。それで豚が多かったからこういうことになったという話もあります。

別海町の偶蹄類の調査の中で、乳牛以外、豚、ヤギとか羊は大体何頭ぐらいいるので しょうか。

議長(渡邊政吉君) ちょっと安部議員にお尋ねします。

ちょっとこのことが通告文になかったものですから、係で資料を用意してございます

か。

では、産業振興部長。

産業振興部長(飯島孝二君) 偶蹄類ということでございますけれども、ヤギだとか 豚、豚についてはちょっと今のところ町内では飼養されていないという調査報告がありま す。ヤギについては、ちょっと趣味的に何頭か飼っている農家があるのかなというふう な、見たこともあるような気もするところがありますので、確かにヤギについては調査は しておりませんので、ここで答えるわけにいきませんけれども、もう一回、そういった 面、情報を集めてみたいというふうに思っています。

以上です。

議長(渡邊政吉君) 安部議員に申し上げます。

今の質問に対しては正確な答えが後で要りますか。

安部議員。

4番(安部政博君) 私が今質問させていただいたのは、家畜の健康調査をするために 聞き取り、あるいは全戸を確認しているのかなというふうに思ったわけです。したがっ て、その中には乳牛のほかに偶蹄類もここには何頭いたというようなことがわかっていた のかなというふうなことで今質問させていただきました。そのことについての詳しい資料 は要りません。

続きまして、机上訓練等々は佐藤議員が質問しておりますので、エゾシカ対策の自衛隊 の協力体制について質問いたします。

このことについては、道議会の一般質問の中で、6項目にわたっての回答が出されてお ります。これは6月15日に出されておりますが、その中で、道が要望していたのは、自 衛隊が直接猟銃でシカを撃てる体制、それから自衛隊のOBとか、そういった人たちに何 とかそういう方法をとれないかということを要望していたのですけれども、いろいろ法律 上の問題があって、それができない。そのことに対して、自衛隊基地を抱える当町とし て、独自に、あるいは道と連携しながら、再度要請していただきたいと思いますが、いか がでしょうか。

議長(渡邊政吉君) 産業振興部長。

産業振興部長(飯島孝二君) お答えいたしたいと思いますけれども、エゾシカ対策に ついての自衛隊の関係でございますけれども、新聞等でも報道されておりますけれども、 自衛隊法の関係があって、直接銃では撃てないのだということで、側面的な応援はいとわ ないということで、逆に一つ協力体制ができてきているのかなというふうに思っていま す。

しかし、これもやはり北海道として自衛隊の要請ということでしております。それは当 然、町村からも出ていっておりまして、北海道町村会という中でそういった要請をし、道 知事もそういった要請をしたところでありまして、町として、そういった状況を見なが ら、あるいは道と自衛隊の間でそういったある程度のマニュアルができた段階において は、当然ここにも駐屯地がございますので、駐屯地のほうに町長も要請に行かれるという ふうに私は思っていますけれども、そんなことで、もうちょっとこの辺については様子を 見ていきたいなというふうに思っています。

以上です。

議長(渡邊政吉君) 安部議員。

4番(安部政博君) 我々、北海道に住む農家として、一日も早く終息してほしい、宮

崎県からこの口蹄疫を出してくれるな、また、北海道に侵入してほしくないという願いが あります。

しかし、同じ畜産農家として、これは人ごとではありません。対岸の火事でもありません。何とかしたいという気持ちは国民全体が今持っております。JA関係も1戸1,00 0円の義援金を集めたり、いろいろなところで宮崎に対する支援の輪が広がっています。

新聞によりますと、別海の高校生が交通安全を訴えながら、安全・安心の食材の地産地 消、そして口蹄疫の侵入を防止すると。そして、学校祭では、口蹄疫で被害を受けた宮崎 にメッセージと義援金を集めて送りたいと、こんなことが新聞報道されております。

また、各地の小学校、中学校もこのような取り組みがされておりますが、別海町でも学校、あるいは P T A 等からこんな取り組みの様子があるのか。また、そうした場合、教育 委員会としてはどのような対応をするのか、お聞きしたいと思います。

議長(渡邊政吉君) 教育長。

教育長(山口長伸君) 現在、別海町の小中学校の中で取り組む予定はございません。 また、各学校で自発的に取り組むことになった場合には、積極的に支援したいと考えてお ります。

子供たちのほうから自発的に出てくるのがこういう義援とか、あるいは励ましとか、つ まり教育委員会で命令するような、あるいは学校の先生がやれというような、そういうこ とよりは、やはり心の指導、これだけ宮崎県の人たちが困っているのだと。もちろんいろ いろな意味での支援の仕方がありましょうけれども、別海町として、教育委員会としてと いう計画は持っておりません。

議長(渡邊政吉君) 安部議員。

4番(安部政博君) それでは、町長にお聞きいたします。

町として、町民の皆さんに、ほかの地域と同じように12万頭の乳牛を抱えるこの別海 町からいろいろなメッセージの発信、そして、義援金等は町内会とかそういうところで募 ると、そんなようなお考えはないでしょうか。

議長(渡邊政吉君) 町長。

町長(水沼 猛君) お答えを申し上げます。

もちろん酪農の日本一の町としては、まず、こういう口蹄疫を侵入させないということ が第一の我々の役割だと思っております。宮崎の感染された農家、殺処分した農家の皆さ んの生の声をテレビ報道でも聞くことがありますが、本当に人ごととは思えない、我々も 筆舌には尽くせないといいますか、そういう非常に深刻な状況について、我々も本当に心 が痛む状況であります。

その上で、町内の農協の中では、義援金を送る準備というものをしてまいって、整って きたというところもあるように我々も聞いております。同じ酪農、畜産業を営む地域とし て、今後、何らかの支援はしていきたいなと思っておりますので、検討させていただきた いと思っております。

以上であります。

議長(渡邊政吉君) 安部議員。

4番(安部政博君) 今回、東京に要請した陳情書の表にも、畜産の収入が495億円 というふうに明記されております。そういった酪農の町が、やはり宮崎県のことは人ごと でない、自分のことのようにとらえて、しっかりとした対応をとることが自分たちを守る ことにもつながっていくと思います。 最後に町長のお話を聞きたかったのですが、時間もありますので、最後に、この口蹄疫の一日も早い終息を願って、私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

議長(渡邊政吉君) 以上で、安部政博議員の一般質問を終了いたします。

ここで、10分間休憩いたします。

午前10時50分 休憩

午前11時00分 再開

議長(渡邊政吉君) それでは、休憩前に引き続き、一般質問を再開いたします。 次に、11番中村忠士議員、質問者席にお着きください。

なお、質問は一問一答方式でございます。

11番(中村忠士君) 今定例会、この一般質問、理事者等の反問権が行使される最初 の一般質問ということになろうかと思います。そういう意味で、有意義な論議ができれば ということで、私も頑張りたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

1点目でございます。

在沖縄米海兵隊の実弾射撃訓練についてであります。

5月26日から6月9日までを予定の期間として、在沖縄米海兵隊の実弾射撃訓練が行われました。これにかかわり何点か質問をいたします。

1点目です。道並びに町当局の働きかけもあり、概要説明は一般的にブリーフィングと いうふうに言われていますけれど、それと訓練公開が行われました。町民の参加も認めら れたことを含めて、前回から見ると改善されました。

しかし、ブリーフィングでは、質問時間は20分程度、訓練の公開に当たっても着弾地 は公開されないなど、不十分さが目立ちました。さらに、物資、隊員の進入、撤収の経路 や時間などについては一切秘密のままでした。

町や市民団体の要請にもかかわらず、町民に対する情報公開が全くなかったり不十分 だったことについて、町当局の見解と今後の対策をお聞かせください。

議長(渡邊政告君) 町長。

町長(水沼 猛君) 中村議員の御質問にお答えをいたします。

まず、ブリーフィングの質問時間や着弾地の公開について、このことについては、私か ら特にお話しすることも今時点ではないのですが、今回の訓練に当たりまして、海兵隊員 や装備品の演習場までの移動日時について北海道防衛局からの事前通知がなかったことに 対しましては、まことに遺憾だと考えております。

しかしながら、根室市において、花咲港から矢臼別演習場への移動情報を市民の皆さん にお知らせをしたとの情報を得たことから、本町においても、この情報をもとに、町民の 皆さんに周知をさせていただいたところでございます。

このことは、北海道防衛局の現地対策本部にも確認をいたしたところですが、周辺自治 体への対応に問題を残す結果となったと私ども考えているところでございます。

本町といたしましては、今までも演習場周辺の皆様の不安や懸念を解消するために、訓 練の規模、時間など、住民生活に関連する詳細な訓練情報などを早期に通知するよう北海 道防衛局に要請をしてきているところでございますが、今後も、矢臼別演習場に隣接する 標茶町、厚岸町、浜中町と本町の4町と北海道で構成する矢臼別演習場関係機関連絡会議 と十分連携をしまして、引き続き強く要請を行っていきたいと、そのように考えていると ころであります。 以上であります。

議長(渡邊政吉君) 中村議員。

11番(中村忠士君) 答える立場にある問題とそうでない問題とがあるということ で、それは承知しておりますが、ブリーフィングの時間が非常に短くて、かなりの質問項 目があったそうですけれども、そのうちのほんの一部分、4人しか質疑応答ができなかっ たということは、やはり非常に不十分だったのではないか。それから、後でまた質問しま すけれども、今回は野火が大変発生して、着弾地付近、あるいは着弾地そのものを視察す るということは非常に重要な要素を占めていたわけですけれども、それができなかったと いうことで、そういう不十分さについては、町としてはきちっと指摘をして、防衛局を通 じて米軍に要請をするということが必要かというふうに思うのですが、その点については どうでしょうか。

議長(渡邊政吉君) 町長。

町長(水沼 猛君) 今回のブリーフィングと訓練の公開については、前回されなかっ たということで強く要請をして、復活していただいたということでもありますが、その内 容について十分かどうかについては、着弾地の状況の視察を含めて、今後、我々としても 検討いたしまして、次への要請として、どういう形でその部分を要請していくかも含めて 検討させていただきたいと思います。

議長(渡邊政吉君) 中村議員。

11番(中村忠士君) 2点目の質問に入りますけれども、今回は本当に、これは行政 報告の中で町長も触れられていた点で、町長がお持ちの思いというのはきのうの段階で私 も非常に強く受けとめさせていただいたのですけれども、訓練中の野火の問題でありま す。

頻繁に発生しました。枯れ草に燃え移ったということについては、その直接的な原因は 何回も聞いているのですが、なぜ頻発したのかという点についてはよくわからない。特 に、再発防止の策が十分とられないまま訓練が継続されたということではないかというふ うに思うのですが、これは大きな問題だと思います。

道並びに関係機関連絡会議は、6月6日及び7日に緊急要請を行っています。しかし、 再発は防げませんでした。厳重に抗議する必要があると思います。これについては、先ほ ど言いましたように行政報告の中で町長から遺憾の意が表明され、強く申し入れるとの意 向も表明されましたが、改めて町の見解並びに今後の対策をお聞きしたいと思います。

議長(渡邊政吉君) 町長。

町長(水沼 猛君) 今回の野火が多発したことにつきましては、道も何回にもわたっ て要請しておりますし、また、道、周辺4町の連絡会議でも、また本町においても要請を しているところでありまして、再発防止をしっかりやっていただきたいということで再三 要請しているところであります。それにもかかわらず、次々と発生をしていったという経 過でありますので、このことにつきましては、我々にとっても極めて遺憾なことだったと 思っております。

行政報告等と重複する点もあろうかと思いますが、5月29日の第1回目の火災発生の 通知の後、高橋知事から北海道防衛局に対し、火災原因の究明と再発防止の徹底を要請 し、火災発生のたびに要請を行ってまいりました。また、6月5日には本町から、そし て、矢臼別演習場関係機関連絡会議からの要請も行ってまいりましたが、このような事態 が発生したことは、幸いにも演習場の外への類焼がなかったことではありますが、万が一 のことも予想されるところでありまして、先ほど申しましたようにまことに遺憾でありま す。

この件につきましても、今後、矢臼別演習場関係機関連絡会議と連携をしながら、今後 の訓練に向けて十分な対策をとられるように強く要請をしていく必要があると考えている ところでございます。

議長(渡邊政吉君) 中村議員。

11番(中村忠士君) 鎮火ということが一応確認されてから、私たちの観測によれ ば、40分後に射撃を始めているのですよね。大体そういう間隔でやっているのですよ。 ということは、再発防止策を十分とらないで訓練を再開しているというふうにしか思えな いのですけれども、米軍側の軽々しい行動というものには非常に問題を感じるのですけれ ども、訓練公開のときに司令官がこういうふうに言っていたのですね、私も直接聞きまし たけれども。演習に火災はつきものだと。だから仕方がないというようなニュアンスで 言っていたような感じがしますね。鎮火が確認されてから40分後に射撃を再開すると か、それから、火災はつきものなのだという感覚でやっているという、その感覚というも のは町民の不安を逆なでするようなものではないかというふうに私は思うのですが、その 点について、また、ちょっとこれは答える立場にないとおっしゃるかもしれませんが、そ ういう米軍の感覚というのはどうなのかと私は思うのですが、いかがでしょうか。

議長(渡邊政吉君) 町長。

町長(水沼 猛君) お答えを申し上げます。

もちろんそのとおりだと思いますが、いわゆる火災が発生して、消火して、またわずか な時間の後に再開するということでありまして、そのことも含めて、我々はそういう火事 が起こらないような対策をしっかりとってやってくださいということを要請していたとこ ろでありまして、その後にそういうことがあったということでありますので、なお一層、 強い要請ということになっていったわけでもございます。再発防止策というものがまさに 十分にとられていなかったということの証明にもなりますので、そういう要請を強くした ところであります。

もちろん、この演習については、過去10回、ことしで11回目になりましたけれど も、このような事態にはなっておりません。したがって、演習が始まる前に野焼き等をし て、着弾地点はなるべく野火が起こらないような状況にするということの中で今まで行わ れてきたということでありますが、今回、演習の時期が早かったということと、それから 雨が多くて野焼きが完全にというか、できなかったという状況下にはありますが、そのこ とについても、そういう状況下であるということは十分わかっているわけですから、それ なりのしっかりとした対応が欲しかったなと、そういうことでありますので、そのことに ついてもこれから再発防止に向けてしっかり取り組んでいただく、今回大きな教訓にして いただきたいということでありますので、米軍がもしつきものだと言うのであれば、それ は我々とは見解がかなり違うということでありますので、そういうことで今後とも対応し てまいります。

議長(渡邊政吉君) 中村議員。

11番(中村忠士君) 3点目、提案も含めて申し上げたいと思います。

町の情報伝達のあり方について申し上げたいと思います。

野火の発生、鎮火、実弾訓練の終了などについてはお知らせがなかったというふうに思 うのですね。最低でも、こういう非常に重大な問題が起こっているとか、あるいは、実弾 訓練が終了したというような、町民の安心につながるような情報については、町内会や議員に事実経過をお知らせしていただきたかったというふうに思います。

全情報とは言いませんが、必要と思われる情報を整理し、速やかに知らせることによ り、町民の不安にこたえることになります。町として、訓練日程等の概要だとか、先ほど 町長がおっしゃったように物資輸送の概要については、町民への情報提供はされました。 より町民の安心につながるように情報伝達の体制を検討し、整備する必要があると思いま すが、いかがでしょうか。

議長(渡邊政吉君) 町長。

町長(水沼 猛君) お答え申し上げますが、やはり町民の皆さんになるべく詳しい情報を公開して、そして、そのもとで状況を知ってもらうことで、町民の皆さんにまた安心感を与えるということでありますし、また、今回のような野火の多発を含めて、この演習場については町民の皆さんが安全であるという理解をいただいて、そして、その信頼関係のもとでこの演習場が保たれてきたということでございますので、これからも信頼をいただくということは極めて大事でありますので、そのことも含めて、できる限りの情報は知らせていくことが大事であると思っております。

そういうことで、本町におきましては、現在、自衛隊の行う演習については、御存じの ように町のホームページやファクスにより周辺の町民の皆さんにお知らせをしているとこ ろでございます。

中村議員から御質問の、最低でも町内会や議員の皆さんへの事実関係の通知ということ でございますが、このような事態が発生した場合には、町内会や議員の皆さんに限らず、 周辺の町民の皆様への周知の方法も含めて、このたびの火災の発生というものを教訓に、 改めて検討してまいりたいと、そのように思っているところであります。

議長(渡邊政吉君) 中村議員。

11番(中村忠士君) 4点目の質問に入ります。

口蹄疫流行の状況下で、海兵隊員の釧路市への慰労外出が行われました。後で聞きます と、網走方面にも外出されたというふうに聞きました。隊員の外出について、町はどのよ うな働きかけ、対策をとられましたか。結果として、釧路市であるとか網走方面への外出 が行われましたが、これに対する見解をお聞かせ願いたいと思います。

議長(渡邊政吉君) 町長。

町長(水沼 猛君) お答えを申し上げますが、まず、口蹄疫と米海兵隊の関連といい ますか、接点といいますか、そのことについては、我々としてはないものと思っておりま す。町からの隊員の外出に対する働きかけは特に行っておりません。

また、米海兵隊の訓練受け入れに当たっては、米軍の外出時には職員が同行するなど、 国が責任を持って対応することとなっておりますので、我々としては、安全が確保される 限り、その行動に何らかの規制をするということは現在考えておりません。

議長(渡邊政吉君) 中村議員。

11番(中村忠士君) 口蹄疫とそれから米軍は直接的な接点はないというふうなお考 えというふうに今聞きましたけれども、転地演習に関しては申し入れをしたと。自衛隊に 関しては四国から来るということもあり、その点は申し入れをしたということをお聞きし ましたけれども、自衛隊はそのように国内法に規制されていますから、必要な防疫体制を とってやっていきます。全般的に安心だし、信頼している、決して私はそうではないけれ ども、そういう点ではきちっと規制があるわけだから、その点は大丈夫なのだろうという ふうに私は思ってはいます。思ってはいますけれども、こと海兵隊に関しては、私、防衛 局に海兵隊と検疫体制のことについて聞きました。海兵隊は世界じゅうを回ってくる存在 であると。今回訓練に来た隊員も世界じゅうを回っている。主に砂漠での訓練というか ら、イラク、アフガン、そういう方面に行っているのだろうと思うのですけれども、そう いうところを回ってきていると。防疫体制はどうなっているかということで聞くと、防衛 局は、当局において米海兵隊における具体的防疫対策については承知していないという答 えなのですよ。これが正式の答えなのですね。つまり、私たちは感知していませんと。ど んな状態だかわかりません。検疫をきちっとやっているかやっていないかということにつ いても承知していないという答えなのですね。

海兵隊というのはこういう存在なのですよ。日本の国内法には規制されない。米海兵隊 の論理で世界じゅうを動き回る。そういう部隊なわけですね。だから、接点はないと本当 に言い切れるのかどうか、それは大変疑わしい問題だというふうに思うのですね。

今後、こういう口蹄疫が絡んだ問題というのはないかもしれないけれども、今回はあったわけですから、その点での接点はないと言い切れるかどうかという、その点、改めてお 聞きしたいと思います。

議長(渡邊政吉君) 町長。

町長(水沼 猛君) 我々も100%完全にないということを言い切れるかどうかと言われますと、そのことについては必ずしもはっきり言えるとは申し上げませんが、その程度の問題だと思っておりますが、いずれにいたしましても、今、中村議員がおっしゃいました、そういう面では侵入防止対策ということについては考えていかなければならない、その観点から今後の課題にさせていただきたいと思いますが、これから自衛隊の転地演習が、旅団クラスの演習が来るということもお知らせしたところでありますが、そういうことも含めて、今、その移動については、しっかり消毒等、防疫対策をやってくださいということもやっておりますので、そのことも含めて海兵隊にもこういう状況の中では当てはまる話でありますので、今後は検討してまいりたいと、そのように思っております。

議長(渡邊政吉君) 中村議員。

11番(中村忠士君) 5点目の質問に入らせていただきますが、これまたいつも町長 とは見解を異にしている問題ですけれども、でも、きちっとやっぱり論議をしたいと思い まして、また質問いたします。

私は、国際的に非難の多い白燐弾の射撃訓練については中止を要請してきたところです が、今回も射撃が行われました。

3月議会で私は、米軍の使い方は煙幕ではなく対人兵器としての使い方だと申し上げましたが、今回そのことが改めて確認できました。白燐弾射撃訓練について、再度、町の見 解をお聞きしたいと思います。

議長(渡邊政吉君) 町長。

町長(水沼 猛君) 白燐弾に関しましての御質問にお答えいたします。

このたびの訓練で使用されたかどうかについては、直接、私ども確認はしておりません が、平成20年12月の定例会、本年3月の定例会の一般質問に対してお答えをしている ところでございますが、その考え方については現在も変わっておりません。見解の相違か なと思っておりますが。

白燐弾の使用につきましては、国際的にもさまざまな報道がなされていることは承知を いたしております。自衛隊では発煙弾としてのみ装備していると我々は聞いております。 国でも、通常の武器であると説明をされているところでもございます。また、むしろ通常 のりゅう弾でありますとか、ほかの焼夷兵器よりも大きく劣るのではないかとの見方もあ ると聞いているところであります。

このようなことから、米海兵隊が訓練で白燐弾を使用いたしたといたしましても、中止 の要請を行うことまでは考えてはいないところであります。

議長(渡邊政吉君) 中村議員。

11番(中村忠士君) 添付しました資料、写真をぜひ見ていただきたくて、議会運営 委員会でも論議していただき、承認を得たところですが、この写真がお手元にあろうかと 思います。

これは、今回の訓練中に撮影したものでありまして、これは明確に白燐弾であります。 これがこの先、一体どういうふうになるのかという写真も実はあるのですけれども、それ は今回載せないということになりましたので、これだけになっていますけれども、この下 に人々がいると想定したら、これはもう明確な焼夷弾であります。白燐弾を焼夷弾として 使ってはいけないというのは大体国際的な常識になっているわけですね。煙幕弾として使 うというところまでは規制はされていないけれども、これを焼夷弾として使うということ に関しては非難の的になっているということであります。

米軍や、あるいは今回非常に大きく取り上げられました、イスラエル軍がガザ地区でこ の白燐弾を使って多くの市民を殺傷したということがありましたけれども、この下で人々 が殺されていくということでありますね。そういうことをきちっと認識されて、焼夷弾と して使う白燐弾、この使い方は明確に焼夷弾として使うやり方ですから。私、自衛隊が煙 幕弾として使うやり方も、直接ではないですけれども、映像で見ました。確かに戦車が行 き来するところに煙幕を張るという訓練はやっております。自衛隊の場合は黄燐というの ですけれども、黄燐弾でそれをやっていました。だけれども、この使い方は、煙幕を張る 使い方ではありません。これは焼夷弾として使っているやり方です。

ですから、ぜひ、そういうことも認識されて、国際的な非難の多い白燐弾の使用につい てだけは中止をするようにということを要請していただきたいと思いますが、再度。

議長(渡邊政吉君) 町長。

町長(水沼 猛君) 先ほど申し上げましたように、この白燐弾についても通常の兵器 であるということでありますので、中止を求めるということは今考えておりませんが、い ずれにいたしましても、すべての兵器というのは、やはり人を殺すための兵器でございま すので、そういう観点から、これからの時代を戦争のない平和に向けて、やはり地球全体 が頑張っていく、そのことが一番大事だと思いますので、ぜひ、このことだけを取り上げ てどうのこうのではなくて、そういう意味から、平和につながっていくような体制が整う ことが一番でないかなと私は思っておりますので、ぜひ、今回のこのことにつきまして は、あえて要請することは考えておりませんので、御理解をいただきたいと思います。

議長(渡邊政吉君) 中村議員。

11番(中村忠士君) また課題として残しておきたいと思います。このことに関して だけでも論議したいことはたくさんありますが、時間がありません。次の質問に移らせて いただきます。

大きな2点目ですけれども、普天間基地問題にかかわり訓練の一部を移転するという問 題が出ております。このことについて質問します。

町長は、この問題に関して、5月21日の臨時会において、ヘリコプター訓練など新た

な訓練については、町民の安全・安心や基幹産業への影響などの観点から、受け入れはで きないと判断していると述べています。ぜひ、この立場を堅持していただきたいと思いま す。

そこで、具体的な問題で2点質問いたします。

1点目です。普天間基地のヘリコプター部隊の実態は、町として把握されているかどう かお聞きします。

議長(渡邊政吉君) 町長。

町長(水沼 猛君) 普天間部隊の実態を把握されているかどうかということでござい ますが、町として知り得た範囲内でお答えをさせていただきたいと思います。

まず、中型ヘリが24機、大型ヘリ15機、軽攻撃ヘリ10機、指揮連絡ヘリ7機、このほか、空中給油兼輸送機12機、作戦支援機3機の71機の航空機が常駐し、隊員は約330人で、これらのヘリコプターなどによる訓練が早朝から夜の11時ごろまで行われ、飛行回数については、1991年には年間3万3,962回、1日にしますと約93回、現在では飛行回数もさらにふえているとインターネット等でも確認をいたしているところでございます。

今後、必要がある場合には、現地での調査も含めて実態というものをさらに調べる必要 があるかと思いますが、その際には議会とも御相談をさせていただきたいと、そのように 思っております。

議長(渡邊政吉君) 中村議員。

11番(中村忠士君) ベースになる情報についてはきちっとつかんでおられるという ふうに理解をいたしました。

そういうわけで、これまた、町としては今のお話では十分もうつかんでおられることだ なというふうに思いますけれども、配備されている主なヘリコプターというのは添付した 写真でありまして、中にある大型の輸送機、これはエンジンを2基も3基もつけているよ うな、羽根の数が6枚、7枚というような、そういう大型の輸送ヘリコプターです。当 然、非常に大きな爆音を発するものであり、スーパーコブラ、あるいはヒューイと言われ る攻撃型のヘリコプターも、これは高速で飛びますから、これも非常に大きな爆音を立て るものであるということは、もう町も把握されていることだと思います。こういう部隊の 訓練が仮に矢臼別に移転されるとか、あるいは一部を常駐するとか、そういうような話に なったら大変な問題だというふうに思います。

今後、近隣自治体と連携をとりながら、国や道に対し反対の意思を強く打ち出していく 必要があると思います。別海町の基幹産業を守り、地域の安定を図る上で、一層積極的な アクションをとっていただきたいと思いますが、この点についてはいかがでしょうか。

議長(渡邊政吉君) 町長。

町長(水沼 猛君) お答えを申し上げます。

この件につきましては、5月21日に開催されました臨時議会の終了後に報告をいたし ましたように、今後、国がどのような動きをするのか、現在のところわかりませんが、本 町といたしましては、道と周辺4町で組織する矢臼別演習場関係機関連絡会議、これらと 連携をしながら対応してまいりたいと考えております。

また、国からの正式な受け入れ要請がもしあった場合には、その時点で、議会の皆さん とも協議をさせていただきたいと考えておりますが、今何も国のほうから話がない時点 で、国などに反対の意思を今から働きかけるということは考えていないところでありま す。

ただ、報道されていることが本当であるということであれば、先ほどの普天間の実態等 を含めて、それが訓練の移転先として矢臼別を指定されるということになれば、基幹産業 に重大な影響をもたらすということをしっかり念頭に置きまして、今後とも対応してまい りたいと、そのように思っております。

議長(渡邊政吉君) 中村議員。

11番(中村忠士君) 私、非常に危惧しているのは、鳩山政権から菅政権にかわっ て、菅首相が沖縄の負担軽減ということを盛んに言っています。当然、前提には日米合意 は踏襲する、それを履行するということでありますから、基地は辺野古のほうに移設はす るけれども、そこから機能を全国に分散するということを積極的に進めるのだろうなとい うふうに思うのですね。そういう点では、矢臼別は当然一つの候補地に挙がるということ は十分考えられますので、ぜひ、5月21日に表明された基幹産業に重大な影響を与える と、受け入れはできないという姿勢を、立場を堅持していただきたいと、こういうふうに 思います。

大きな3点目についての質問に入らせていただきます。

これはまだ一般に大きく知れ渡っていない問題なので、十分わかりづらい点があるかも しれませんが、当然、教育委員会としては把握されているでしょうし、問題点を指摘しな がら論議をしていきたいというふうに思います。

道教委の情報提供制度に関する要綱についてであります。

5月31日、道教委は、学校及び教職員の法令等違反に関する道民からの情報提供に関し、必要な事項を定めるための要綱を策定し、実施に踏み出しました。この情報提供制度の矛盾点、問題点を指摘しつつ、町教育委員会の見解等についてお聞きしたいと思います。

その1点目ですけれども、要綱では、法令違反となるおそれがある行為を含め情報提供 をしてもらうとなっており、あいまい、かつ無制限な情報を誘う仕組みになっています。 情報提供の対象行為が特定されていないことから、教職員のあらゆる行為が情報提供の対 象とされ、教職員を全面的な監視下に置き、そのプライバシーを不当に侵害することにつ ながりかねない問題を持っています。これに対してはどのように思われるか、お聞きをし ます。

議長(渡邊政吉君) 教育長。

教育長(山口長伸君) 初めに、この要綱が制定された経緯と目的をお話いたします。 北海道教育委員会の通知によりますと、「さきの衆議院議員選挙にかかわり、北海道の 教職員が加入している職員団体の幹部及び団体が政治資金規正法違反で逮捕、起訴された ことについて、子供たちや現場の教職員はもとより、保護者や地域の方々に大きな不安や 不信を与え、北海道全体の教育に対する信頼を著しく損なう事態として、厳しく受けとめ ている。このため、学校や教職員の法令等違反に関して広く道民から情報提供をいただ き、その内容等を十分検討した上で、適切に処理することを通じ、学校教育に対する道民 の信頼の確保を図ることを目的として、この要綱を定めた」となっております。

それでは、中村議員の1番目の御質問にお答えをいたします。

まず、この要綱では、情報提供の対象範囲として、教職員の政治的活動などの法令違反 や学習指導要領違反に限定されております。

具体的には、教育公務員特例法関係の政治的行為であります。候補者の推薦等や投票の

依頼、または勧誘、デモ行進など公職選挙法や人事院規則違反。もう一つは、学校教育法施行規則関係の学習指導要領に基づかない指導でございます。これは、例えば、小中学校で学習指導要領に基づき、各教科、道徳、外国語活動、総合的な学習の時間及び特別活動の指導が行われていない、あるいは、小中学校で各教科、道徳、外国語活動、総合的な学習の時間及び特別活動のそれぞれの授業時数並びに各学年におけるこれらの総授業時数が確保されていない、このような事実があった場合には、法令違反となるおそれがあります。

このように教職員を監視下に置くとか、個人のプライバシーを侵害するとかといった意 図はないものと判断をしております。

議長(渡邊政吉君) 中村議員。

11番(中村忠士君) 私も道教委の文書については目を通していますけれども、今、 教育長がおっしゃった点については、それは一つの例として出ているわけでありまして、 全体的な趣旨は、そういう法令違反になるおそれがある問題を含めて、問題だと感じたら 道教委に通告してくれと、こういう内容でありますね。つまり、言葉は悪いかもしれませ んけれども、通報制度、ある意味の密告制度になりかねない、そういう大きな問題を持っ ているということであります。

私、申し上げておきますけれども、北教組が起こした問題に関して、それはきちっと裁 判の場で、あるいは社会的にも、政治的にも、きちっとその解明を行わなければいけない と、こういう立場であります。そういう立場でありますが、それを口実にしてこのよう な、解釈によってはどうでもとられるような通告制度、これについてはいろいろな問題が あるのではないかという点で、2番目にも指摘をしています。

そこに移らせていただきますが、学校現場や教職員の創意工夫をも学習指導要領に基づ かない指導として摘発される可能性があります。教育の命とも言える自主性、自発性、創 意工夫を押し殺し、特定の教育内容を押しつけるための手段となり得る制度と思います が、いかがでしょうか。

議長(渡邊政吉君) 教育長。

教育長(山口長伸君) 学習指導要領に沿った授業を展開する上で、創意工夫と自主 性、自発性は教職員に最も求められるものであります。教育活動の源泉でもあります。そ うした授業での教職員の一挙手一投足が、学校で子供たちの感性を大きく育てると考えて おります。

この制度は、保護者を初め、地域の方々との信頼関係、協働関係を基盤として、校長の リーダーシップのもと、全教職員が一致団結して自立的な学校運営を行うための制度であ り、決して教職員の創意工夫、自主性、自発性を押し殺したり、特定の教育内容を押しつ けたりする制度とは考えておりません。

議長(渡邊政吉君) 中村議員。

11番(中村忠士君) 教育長はそういうふうにお考えでしょうし、そうでありたいというふうにお考えだからだと思うのですけれども、制度というものは一回つくられてしまうとひとり歩きします。そういう可能性を含めた制度であるということは否めないというふうに思うのですね。

例えば、今私が創意工夫の問題で申し上げて、それは大事だと教育長はおっしゃったけ れども、最近の例でいうと、創意工夫の一つとして、新聞の記事を持って授業に当たる と、それは政治的な活動だと非難されると。非難されるというか、摘発されるということ になります。副読本を持っていったり、あるいはいろいろな参考資料を印刷して持ってい くこと自体がもうそれは政治活動だとか、あるいは指導要領から外れたものだとか、そう いうようなことになりかねない制度なのだということを私は申し上げたいのですね。そう いう点ではどうでしょうか。

議長(渡邊政吉君) 教育長。

教育長(山口長伸君) 確かに制度ができますと、ひとり歩きする、これはよくあるこ とです。今、具体的には新聞記事の話とか副読本の話、これが政治活動に結びつくのでは ないかという御指摘がありましたけれども、現実にそういう場合もあります。けれども、 私が申しているのは、学習指導要領、つまりこれだけは教えなければならないよというも のを逸脱して、逸脱、つまり教えないで、こっちに置いておいて、そういうものを活用す ることがいかがなものかということです。

つまり、例えば、時数の話が一番わかりやすいのですけれども、ゆとりが欲しいといっ て、例えば授業時数を、中学校50分の授業を45分にして網走管内の学校が新聞に出ま した。年間に何十時間もやっていなかったと。つまり、自分たちが都合のいいようなこと をし始めると、これはやっぱり法に触れます。確かに副読本を使うのも、新聞記事も大事 です。使っていいのです。けれども、余りにもそっちばかりに行ってしまうと、肝心の教 えるべき教科書の内容を飛ばしてしまう例もあるのではないかという、そういうことを危 惧するわけです。ですから、そこのところをきちっとしていれば、そういう問題は一切起 こらないと思います。

それを例えば密告というふうにとらえる。けれども、それについては、道教委としても しっかり調べるようになっています。つまり、その人が本当に学習指導要領どおりにやっ ていなかったのか、新聞記事ばかりやって漢字も一つも教えていなかったとか、そういう ことがもしかしてあれば困りますから、そういうことをちゃんと裏づけをとってからとい うことがありますので、決して密告制度などという人聞きの悪い制度ではありません。あ くまで学習指導要領に沿って、教育者として内容をきっちりとやっていれば、一切問題は ない制度と考えております。

以上です。

議長(渡邊政吉君) 中村議員。

11番(中村忠士君) 父母との信頼関係の問題では、また後で別な角度から質問いた したいと思います。

3点目ですが、市民として当然持っている表現の自由、思想信条の自由、これも法令違反の名のもとで封殺される可能性があります。

要綱には、教職員には憲法21条第1項、15条第1項によって政治活動の自由が保障 されているという視点が全く欠落しています。基本的人権の侵害を呼ぶ制度だと思います が、いかがでしょうか。

議長(渡邊政吉君) 教育長。

教育長(山口長伸君) 私たち日本国民は、憲法により基本的人権を保障され、表現の 自由、思想信条の自由は何人たりとも侵してはならないとうたわれております。我々国民 にとって何より大切な権利だと認識しております。一方、教育公務員としての教職員は、 その性格上、一層法令遵守が求められていることは御承知のとおりであります。前段にも 申し上げましたとおり、公職選挙法や地方公務員法、教育公務員特例法等、教職員として はもとより、社会人として守らなければならない法律があります。 この制度は、先ほど申したとおり、子供たちや保護者、地域の方々との信頼関係の前提 となるのは法令の遵守であるとの基本的な考え方に立ち、学校運営の適正化を推進し、学 校教育に対する道民の信頼確保につなげる制度であると理解しております。憲法で保障さ れている一番大事な人間の権利である基本的人権を侵害する制度とは考えておりません。

議長(渡邊政吉君) 中村議員。

11番(中村忠士君) 法律と憲法との関係で、法律そのものが憲法違反であるという 事例というのは幾つか出てきているわけですね。だから、そういう意味では、公務員であ る教職員がどういう政治活動ができるのかできないのかということに関しては、裁判上、 司法の面でも非常に見解が分かれるところであります。だから、憲法にそぐわない法律の 適用というのが現実にはあるということがあります。

そこで、具体的な問題としてちょっと申し上げたいのですが、この道教委が出している 要綱の中に、これは法令違反になり得るということで例が出ていますけれども、例えば、 教員等としての地位を利用して電話で投票を依頼することと、こういうふうに、これはだ めだという例になっているわけです。教職員としての地位を利用するというのはすごくあ いまいな言い方ですね。同僚に電話をかけたのも、もしかしたら入るかもしれない。つま り、教員としての上下という関係はないのだけれども、例えば主任であったり、そういう 役職についていて、その方が同僚に電話をしたということも、これは教員としてのその地 位を利用して電話をかけたということになるかもしれない。

私が言いたいことは、そういうふうに拡大解釈、拡大解釈していって、どんどん人間と しての許される範囲の政治活動まで狭められていくと。それから、教育活動もどんどん狭 められていくと。そのことをおそれるわけです。そういう自発性や自主性や、本来、当然 持っている基本的人権もどんどん自粛されたり、あるいは規制されていくと。ひとり歩き と私言いましたけれども、この制度そのものがひとり歩きして、どんどんそういうものが 狭められていく、押し殺されていく、気分的にもやれなくなっていくと、そういうことを 恐れるのですが、どうですか。

議長(渡邊政吉君) 教育長。

教育長(山口長伸君) 今、具体的な例を出されましたけれども、教員として地位を利 用して電話で投票を依頼したと、これが違反であるということですね。つまり、それが違 反かどうかを判断するのは、最終的には裁判所だと思うのです。けれども、今のところ、 私どもは、ちょっとどっちかなという部分がたくさんあると思います。そういう部分につ いて、道教委でいろいろな意味で調べてみたいということだと私は認識しております。

ですから、決めつけないで、こういうのはちょっと変だな、そういうことを、はっきり 言いまして今までは全部いいものと、学校では許されるのだというような言い方をされて いたのではないかと。それが余りにもそういうふうな感じで今回の選挙違反につながった のではないかという、最終的にはそこなのです、私の言いたいのは。

以上です。

議長(渡邊政吉君) 中村議員。

11番(中村忠士君) そういう面があったかもしれませんよ。だけれども、それは、 後でまた申し上げますけれども、それはいろいろな父母との関係の中で是正されていかな ければならないものだというふうに私は思って、そのことは後で言います。

道教委が最終的にいろいろ上がってきたやつを精査するというわけですね。だから、当 然、教員は道教委を見るようになりますよ。ここが私、一番恐ろしいのです。上を見て行 動する教職員になると。これはもう本当に教育の世界で一番恐ろしいことです。上を見て、要するに教育委員会や道教委の意に沿うやり方を取り始める教員というのは恐ろしいです。

そういう点で、4番目に行きます。

不利益処分につながる調査については、適正手続が保障されなければなりません。これ は憲法31条に定められています。

情報提供制度は、法令違反行為として情報提供された場合、反論する権利が守られる仕 組みになっていません。これに対してはどのような見解をお持ちでしょうか。

議長(渡邊政吉君) 教育長。

教育長(山口長伸君) 本制度の要綱では、情報提供者の責務として、不正な利益を得 る目的、教職員を誹謗中傷する目的、または第三者に損害を与える目的で情報提供しては ならない。また、情報提供者は、原則として、氏名及び連絡先を明らかにし、客観的な事 実に基づき、情報提供を行わなければならない旨、定めております。

提供された情報につきましては、その内容を十分精査した上で調査の要否を決めること となっております。つまり、調査をする必要があるか否か。虚偽申告により学校や教職員 に無用の混乱を招かないよう適切に制度を運用するとの道教委から通知も受けておりま す。町教委に調査依頼があった場合も、不利益処分につながらないよう十分な調査はもと より、道教委に対して提言したいと考えております。

議長(渡邊政吉君) 中村議員。

11番(中村忠士君) 父母との信頼関係の問題で質問します。

学校教育がその役割を円滑に、かつ十分に発揮していくために欠かせないのが、学校と 地域、保護者と教職員の信頼と認め合いです。

情報提供制度は、その中身がわかればわかるほど密告制度としての本質が浮き彫りにな ります。地域と学校の間にはPTAなどがあり、既に制度として評議員制度が確立されて います。今大事なのは、そういうものの機能を充実させ、しっかりと互いのコミュニケー ションをとりながら、理解と信頼感を高めていくことではないでしょうか。密告制度では 疑心暗鬼を生み出し、信頼感を奪い、学校教育を殺伐としたものにしていきます。学校教 育の中身を細らせ、ただ政府の言うとおり、教育委員会の言うとおりにしようとする風潮 が強くなります。それでいいのでしょうか、見解をお聞きします。

あわせて、ユネスコの特別政府間会議で、教職員の地位に関する勧告、これが出されて おります。これについて教育委員会は論議したことがあるかという点もお聞きします。

議長(渡邊政吉君) この際、中村議員に申し上げます。

ー問ー答方式なので、通告どおり一問ー答ずつやっていただくようにお願いします。 それでは、教育長。

教育長(山口長伸君) 中村議員の御指摘のとおり、学校教育が円滑かつ十分に発揮し ていくためには、学校、地域、家庭の連携と信頼は欠かせない必須条件であります。その 信頼関係の上にPTA活動があり、さらに地域との連携を図ることから、学校全体の評価 を外部の複数の人の目を通し、公平に見てもらい、学校経営の一つの指標にする目的で学 校評議員制度が運用されております。年に数回、学校長と外部から選任された評議員の 方々が活発な意見交換をしております。地域と学校の信頼関係に大きく寄与している制度 であると考えております。

さて、初めに申し上げましたとおり、学校教育の最終的な成否は、保護者を初め、地域

の方々との信頼関係、協働関係を基盤として、校長のリーダーシップのもと、全教職員が 一致団結して自立的な学校運営を行うことができるか否かにかかっていると考えておりま す。

本制度は、このような信頼関係の前提は法令の遵守であるとの基本的な考えに立って、 このたびの報道されている事態を重く受けとめ、法令等違反行為について道民から情報を いただくことにより、学校運営の適正化を推進し、学校教育に対する信頼確保につなげた いとする道教委の考え方であり、密告制度では決してありません。信頼基盤構築の再生が 目的であると考えております。本制度の趣旨に御理解を願いたいと思います。

加えまして、本制度は、学校運営の適正化を推進する目的で、学校や教職員の法令等違 反に対象を限定して行うものであり、適法な職員団体活動を阻害することになるものとは 考えておりません。

なお、別海町の教育現場においては、今までどおり学校長の力強いリーダーシップのも と、教職員、家庭、地域が一体となった教育実践が展開されていくものと確信しておりま す。

ユネスコの件については、正直なところ、教育委員会で論議をしたことはありません。 私、今回初めてまじめに見ました。不勉強で申しわけありません。

以上です。

議長(渡邊政吉君) 以上で、中村議員の一般質問の持ち時間が来ました。

以上で、中村忠士議員の一般質問を終わります。

ここで、1時まで休憩をいたします。

午後 0時00分 休憩

午後 1時00分 再開

議長(渡邊政吉君) それでは、休憩前に引き続き、一般質問を再開いたします。

7番丹羽勝夫議員、質問者席にお着き願います。

なお、質問は一問一答方式でございます。

7番(丹羽勝夫君) 通告に従いまして、一般質問をさせていただきます。

最初に、酪農工場のコンサルタントの調査結果について何点かお尋ねいたします。

興社の調査費は、最終的にいかほどだったのでしょうか。当初は、落札で201万6, 000円でしたが、その後、業務推進計画策定業務として追加、委託料の増額となってい

ました。できましたら、業務内容と委託料の最終金額をお知らせ願いたいと思います。

議長(渡邊政吉君) 産業振興部長。

産業振興部長(飯島孝二君) お答えしたいと思います。

酪農工場の調査等の業務委託費についてでございますけれども、まず1点目は、今、丹 羽議員から言われたとおり、別海町酪農工場経営診断業務につきましては201万6,0 00円、それと酪農工場業務推進計画策定業務で49万円、合わせまして250万6,0 00円というふうになっております。

議長(渡邊政吉君) 丹羽議員。

7番(丹羽勝夫君) 後に49万円の部分なのですけれども、業務推進計画策定業務と いうことで、後から予算づけしてやられたものかと思いますけれども、その内容は、簡単 でいいですけれども、お知らせ願えたらと思います。

議長(渡邊政吉君) 産業振興部長。

産業振興部長(飯島孝二君) 業務の目的でございますけれども、経営診断の結果を踏 まえて、酪農工場及び研修牧場を含めた事業形態及び経営改善の実行計画を確立すること を目的としたものでございます。

具体的には、経営診断結果による事業形態及び経営改善の実施、実施推進体制の提言、 スケジュールの提示、あるいはステップ別の課題整理、委員会等の検討項目の整理等とい うことでお願いしたところでございます。

以上です。

議長(渡邊政吉君) 丹羽議員。

7番(丹羽勝夫君) 今、2回目の業務内容をお聞きしますと、今進められている民営 化について、この辺の業務内容はなかったのでしょうか。再度お聞きいたしたいと思いま す。

議長(渡邊政吉君) 産業振興部長。

産業振興部長(飯島孝二君) 当然、この中では乳業興社の独立採算制というのをうたわれております。そういう面では、今後、そういった方向にどういうふうに向けていったらいいのか、検討することにしておりますけれども、その中にはそういった項目ものっています。

以上です。

議長(渡邊政吉君) 丹羽議員。

7番(丹羽勝夫君) わかりました。

それでは、次の質問にさせていただきたいと思います。

そうやって何百万円もかけた調査報告の内容についてお尋ねいたします。特に、現在、 学乳、福祉牛乳等や中山間事業の助成などの好条件で黒字経営の酪農工場、あえて民営化 を進めるコンサルタントの報告書内容をお知らせ願いたいと思います。

議長(渡邊政吉君) 産業振興部長。

産業振興部長(飯島孝二君) 今、ちょうど工場も、そういう面では累積赤字がなく なったということで、黒字化になってきているところもございます。

そういった中では、コンサルタントの結果としては、自主独立企業としての再構築とい うことがうたわれておりますし、酪農工場の施設の改善だとか投資、それから業務の拡 大、あるいは、今いろいろなところでもやられています体験型の施設、そういった管理体 制というものを今後進めていったらいいのでないだろうかというような御意見をいただい ております。そういったことで、我々もそういった内容に沿いながら、検討していきたい というふうに思っているところでございます。

以上です。

議長(渡邊政吉君) 丹羽議員。

7番(丹羽勝夫君) 今言われたように体験型にもっていくという形のものでは、大変 うれしいことかなと思っておりますけれども、興社の民営化を進めるに当たって、調査報 告書を見ますと、町からの持ち出しが必然的となるとの見解です。中身を見ますと、増資 案だとか、浄化設備、受変電設備等、また、設備の改善計画の中に3億円を超える投資も という文章がございます。

現段階で、町として、民営化に向けての試算があるのでしょうか。もしもありました ら、その辺をお知らせ願いたいと思います。

議長(渡邊政吉君) 産業振興部長。

産業振興部長(飯島孝二君) 民営化に向けた中で、町からの持ち出しというような内 容かと思いますけれども、まず、製造施設あるいは機器のそういったものがございます。 今後、町が民営化に向けて進めていかなくてはならない考え方の一つとしましては、製造 施設、当然、酪農工場のことですけれども、それと内部にある機器、こういったものの無 償使用だとか、譲渡、あるいは施設用地の無償使用、あるいは興社資産の創出、あるいは 運転資金の確保、そういうような協力が考えられるなというふうに思っています。

しかし、いずれにしても、早晩、施設の補改修、あるいは有償賃貸、あるいは現物出資 など、そういった方法も検討する必要があるなというふうに思っています。ただ、今現時 点では、そういった試算はしておりませんけれども、今、株主の中でいろいろな議論もし ています。本年度中にそういった計画を立てて、平成23年度に向けていこうという中で は、当然、資金繰りの関係、そういったものはありますので、増資に向けた考え方、こう いったことも議論していかなくてはならないなというふうに思っていますので、そういっ た面で、平成22年度中に乳業興社の将来を見据えた計画等を立てながら、株主に示しな がら、そういった検討をしていくということにしております。

以上です。

議長(渡邊政吉君) 丹羽議員。

7番(丹羽勝夫君) そうやって今、民営化が進められているところですけれども、コ ンサルタントの調査報告書でうたわれている民営化を進めていくことは、当初の興社の設 立目的と違った方向に進めることになりますが、今のどこが悪くて民営化を求めているの か。大手の民営の会社と競争するような民営化のメリット、そういった根拠はどのように 理解されているのか、お知らせいただきたいと思います。

議長(渡邊政吉君) 産業振興部長。

産業振興部長(飯島孝二君) 今の酪農工場の運営方法としまして、第三セクター方式 ということで、べつかい乳業興社がその任を担っておりますけれども、これについては、 当然、第三セクター方式で町が施設を建て、その運営、経営を乳業興社がやっているとい うことでございます。これを逆に言えば、半官半民のようなシステムになっております。

そういった面では、当然、自由な経営、運転、そういったものができない部分もありま す。施設や何かについても町だとか、敷地についても町の持ち物だとか、あるいはいろい ろな商売をやる中では、そういったものが足かせになっている部分、あるいは資金を求め るに至っても資産がないだとか、そういったことで資金の運転もなかなかスムーズにいか ないようなことがございます。そういった面では、やっぱり完全な独立採算制を求めた、 先ほども言いましたように、資金繰りもしっかりできるような体制整備を整えていくこと がやはり使命でないかというふうに思っています。

以上であります。

議長(渡邊政吉君) 丹羽議員。

7番(丹羽勝夫君) そうしましたら、完全民営化をねらっているということであれ ば、施設、設備関係は町からは離すという考え方になるのでしょうか。その辺、確認した いと思います。

議長(渡邊政吉君) 産業振興部長。

産業振興部長(飯島孝二君) 先ほどもお答えいたしましたが、そういった町の施設も あります。今後、そういったものを賃貸するのか、あるいは無償譲与するのがいいのか、 あるいはそのほかにどういう方法があるのか、そういったことも踏まえて、本年度中に、 どういう方法でやることが、将来に向かって独立採算制のできる、そういった民営化がで きるか、その辺をしっかりと見据えて、いろいろな検討をして考えていこうということ で、今すぐすべてをそういうふうにしてしまうということにはちょっと無理がありますの で、それは段階的にやっていく方法もあるでしょうし、将来に向かってそういう考え方を 検討していきたいというふうに思っています。

以上です。

議長(渡邊政吉君) 丹羽議員。

7番(丹羽勝夫君) 今の答弁をお聞きしていますと、それでは、民営化に対するメ リットがどこにあるのかなと、再度ちょっと考えたくなるのですけれども、ぜひ、民営化 に向けていくという方向で、コンサルタントがそういう方向がいいですよということを言 われて、書かれた文章がたくさんあるわけですから、それに進めていっていただければな と思います。

ただ、それを受ける側の、そういった民間団体、例えば農協だとかそういうところが受けるような形になるのかなと思いますけれども、そういうところの理解を得られると感じていますか。どうですか、その辺は。

議長(渡邊政吉君) 町長。

町長(水沼 猛君) お答えを申し上げます。

いわゆる、どうして民間でなければならないのかという話ですが、今るる説明もあった ように、いずれ、あの施設を含めていろいろな再投資をしなければならないときも訪れま す。それぞれ機器類、すべてのものがやはりそういう形で更新を図っていかなければなら ないという状況にありますし、販売戦略を含めていろいろなことを、今、乳業興社として 敏速に、そして今の時代に乗りおくれないような形でやっていく、そういう体制というの が必要だということは理解をいただけるのかなと思います。中山間事業も今後永遠にある わけではありませんし、今、学乳である程度利益を上げておりますが、これから少子化に 向けて消費も減ってくるだろうとか、それから、また我々乳業興社以外にもいろいろな人 が参入してくるということも十分考えられます。

そういう中で、これからの乳業興社が町民の、いわゆる我々の1次産業、酪農の町とし ての広告塔といいますか、それから地産地消でありますとか、町民の皆さんに提供してい く、いろいろなことでこれから役割を果たしていかなければならないということですの で、まさにこれから株主の皆さんもそういう方向で、我々と今までも相談してきました し、協議をしてきましたところであって、そういう流れについては了承をいただいている ものだと思っております。また、これから株主の皆さんも町、農業団体だけでなくて、広 く町民の皆さんにも、ある意味では町民の工場だという認識で愛着を持っていただきなが ら、またこの工場が操業を続けていくということも大事なことでもありますので、そうい ういろいろな方向を見ながら、これからの酪農工場を、我々も株主の一つとして、比率は いろいろ変化するでしょうが、そういう中で、また農業団体もそういう形で、これからい ろいろな増資も含めて、そういう比率も変わってきますし、そういう中で株主は株主とし ての主張をしていけばいいし、工場は工場で適時適切な対応を即して、そして自己資本で ありますとか、自己資金も持ちながらやっていく、そういう自立の方向に向けて、多少時 間はかかりますけれども、やってまいりたいと。そういうことで今進んでいるところであ ります。

議長(渡邊政吉君) 丹羽議員。

7番(丹羽勝夫君) 民営化にするということのメリット、これがなければそっちへ進 めないというのが本来だと思うのですけれども、今聞いていますと、先々まだ決まってい ないということですけれど、例えば、今の町長の答弁の中に、民営化することによって町 民と一体となった工場をつくるのだとか、それから広告塔にするのだということですと、 逆に第三セクターのほうが町民はそう感じられるのです。これが完全に民営化になるとそ ういうことにはならないです、実際問題。

そういうことを含めて考えますと、ぜひ、今後、この民営化について、私はあえて反対 するものではございませんけれども、たくさんの問題が含まれているということを感じま すので、今回一般質問の中で、多少なりとも警告しておきたいなと思っております。

次に入らせていただきます。

次の質問は、本日の新聞報道で既に発表されていますが、再度、直接確認の意味で質問させていただきます。

通告の中では、民営化となれば当然町長が社長でいられません。早い時期に退かれると 言っておられましたが、18日に総会があったばかりと聞いております。社長の処遇のほ うはいかがなされましたか。これは新聞で退かれたということです。問題がなければ、後 任者もお知らせ願いたいという質問なのですけれども、再度、けさの新聞内容を含めて、 この辺を説明していただければなと思います。

議長(渡邊政吉君) 産業振興部長。

産業振興部長(飯島孝二君) 社長の交代についてでございますけれども、けさの新聞 にも載っておりますけれども、去る6月18日に株主総会及び取締役会が開催されており ます。その場で、代表取締役社長として副町長、今の磯田副町長が選任されたところでご ざいます。

この選任に当たりましては、町以外の株主の皆さんに選任をお願いしていたというのは 事実でございます。しかし、まだそういった株式の状況、今後株主さんのほうも増資を考 えてくれているという非常に前向きな話が出てきております。そういった面では、本年中 にいろいろな手続を経て、そういうふうにもっていければ一番いいのですけれども、今の 段階ではどうしても町のほうが多いということもあって、やはり町のほうからそういった ものについては担任しておいてくれと。ただし、そういった準備が整ったときには、社長 の交代もということで話がなされております。そういった面では、当分の間ということで 現在副町長がなられたところであります。

以上であります。

議長(渡邊政吉君) 丹羽議員。

7番(丹羽勝夫君) そういうことで、町長も長い間、社長として御苦労さまでござい ました。また、暫定的とはいいながら、副町長が民営化になるまでの社長ということでご ざいますけれども、民営化に向けて大きな問題を抱えています。本当に民営化が妥当か検 討しながら、ぜひ、新しい社長である副町長に、その辺を検討しながら進めていただけれ ばなと思っております。

次に、3番目に経営診断業務仕様書から外されていたハサップ取得の件ですが、担当者が3月末にやめられていますが、取得ができたのでしょうか。ハサップの取得の進行状況 をお尋ねいたします。

議長(渡邊政吉君) 産業振興部長。

産業振興部長(飯島孝二君) ハサップの取得状況ということでございますけれども、

今までもハサップの取得に関係しては、いろいろ、るるお話ししておりましたけれども、 当然、金属探知器の導入やコンベアラインの改造などの設備や作業環境の改善を図りまし て、また、各種の規定やマニュアル、作業手順書を整備し、予防保全による機器のメンテ ナンスを実施してきました。しかしながら、最終的には、商品の保存品質確保データの検 証が整わないということで、年度内の承認申請には至っておりません。

これは、技術者もいまして、年度内の取得ということで頑張ってやっていただいたので すけれども、これはやっぱり生産現場からの改善が必要な項目が最終的に残ったと。これ は生産現場といいますから、酪農研修牧場、ここの生産現場からつながるシステムが、や はりもう少しそこが改善が必要だということで、今現在、その取り組みになっているとこ ろでございます。

当然、平成22年度中に研修牧場と共同して、原料乳品質の確保について取り組みを進めているところでございます。そういったことを取り組んでから、それがちゃんと安全品 質確保ができた段階で改めて承認を目指すということにしております。

なお、参考ですけれども、平成22年度の学校給食用の牛乳の入札が行われました。乳 業興社では、昨年より1カ所増の釧路管内5町、根室管内1市4町の10市町となってい ます。去年までは9市町でございましたけれども、10市町となっております。

この入札に当たっては、参加基準として、ハサップに基づく衛生管理導入の評価基準、 通称北海道ハサップと言われております。これは400項目に及ぶ審査を受けて、評価を 受けなければならないことになっていますけれども、おかげさまで、評価では6段階評価 になっておりますけれども、そのうちの6評価、最高点の評価をいただいたところでござ います。

そういったことで、非常にハサップを取得したいということで頑張っていましたけれど も、そういった面では、先ほど言いましたとおり、生産現場からの改善も必要な部分が出 てきたということで、工場自体では今北海道ハサップの最高点までいただいておりますけ れども、そういったことが判明しましたので、本年度中に研修牧場と共同しながら、それ が整えば、早い時期にハサップの取得をしたいというふうに考えております。

以上です。

議長(渡邊政吉君) 丹羽議員。

7番(丹羽勝夫君) 私も、そのハサップについて何でこんなにしつこくやるかという と、大変難しい問題があるからなのです。ですから、再三再四質問させていただく、その 答弁が、いついつ申請し、今年度までにいただけると、そういう答弁をいただいていま す。それはできるわけがないのですよ。だから、私、強く言うのです。

報告書の中に、今後の事業計画における経営バランスに、ハサップ等に関する設備資金 の借り入れは経営バランスに大きな影響を与える。また、3億円を超える投資の必然性を 訴えています。このぐらいお金もかかっていく事業を、どうして経営診断のときに、担当 者が今進めているから入れなくていいのだという答弁をいただいて、私もちょっと愕然と しましたけれども、それは済んだことですから仕方がありませんが、今後、取得に当たっ て、施設管理をしている町がハサップに関して持ち出さなければならないものがどのぐら いあると試算されているか、その辺をお聞きしたいと思います。

議長(渡邊政吉君) 産業振興部長。

産業振興部長(飯島孝二君) ハサップ取得につきましては、何回も言っていますけれ ども、段階的にいろいろやってきて、設備投資、あるいはそういった準備も進めてきまし たので、今の段階で、このハサップを取得するということで新たな投資というのは今のと ころ考えておりません。今までやってきた中で、今言ったように北海道ハサップも6段階 の6評価をいただいております。そして、工場内としては、最終段階に入って申請をした ときに、その生産現場からの改善を要する点が1つ見つかったということで、それが改善 されれば、当然、品質確保に問題がなくなるということで、それはそのまま申請ができる ということで、そういった技術者もそこまで進めていただいておりますので、特にこれに 対して今後投資というのはかからないというふうに思っておりますけれども、ただ、施設 が老朽化してきていますので、ハサップとは別にそういったものに投資が必要になってく るのではないかということはございますけれども、今の状況ではそういうことでございま す。

以上です。

議長(渡邊政吉君) 丹羽議員。

7番(丹羽勝夫君) それでは、今後、ハサップを取得するに当たって、町の持ち出し はないというふうにとらえていてよろしいのでしょうか。確認でもう一度お願いします。

議長(渡邊政吉君) 町長。

町長(水沼 猛君) ハサップについては今説明したとおりであります。全くないということは申しませんけれども、今までの段階的にやったことで、今の状況の中では、酪農工場については大丈夫だということを申し上げたところであります。

したがって、ハサップについてできるわけがないとか、何億かかるとかということは、 我々はその根拠がどこにあるのかちょっとわかりませんけれども、そういうことで、研修 牧場側のことさえ解決すれば、それはできるものだと思っておりますので、ぜひ、御理解 をいただきたいと思います。

議長(渡邊政吉君) 丹羽議員。

7番(丹羽勝夫君) よくわかりました。

ただ、おくれている理由が研修牧場との関係を今言われていますけれども、その辺もお 聞きしたいのですけれども、ちょっと時間の関係できょうは流しておきたいなと思いま す。

それでは、大きな2番目として、別海町機構図配布の件についてお尋ねいたします。

どうして町職員全体の機構図を以前のように町民へ配布しなくなったのか、理由を再度 この場で確認したいと思います。

議長(渡邊政吉君) 総務部長。

総務部長(小守 正君) お答えをいたします。

役場の機構図につきましては、毎年、広報別海でお知らせをしております。本年度につ きましても、5月号に掲載をいたしました。

平成20年度までは、この機構図に職員の名前を入れてお知らせをしておりましたが、 行革の推進の中で物件費の見直しを進めてきておりました。その中で、旅費の見直し、あ るいは町長、副町長車の廃止等々とあわせまして、友好都市カレンダーの作成枚数の削 減、これらも含めまして、印刷代に20万3,000円かかっておりましたこの期構図に つきましても廃止することとしたものでございます。また、職員のプライバシーにも配慮 いたしまして、平成21年度から、去年からになりますが、職員の名前の入っていない2 ページの機構図を広報に掲載することとしたところでございます。

議長(渡邊政吉君) 丹羽議員。

7番(丹羽勝夫君) 今、理由をお聞きしますと、金額的に20万3,000円です か、配布に当たっての印刷代がかかると。その辺を削減したいということですよね。あと はプライバシーにかかわるということでございますけれども、それでは、以前、町の職員 の名前全体のを出されていたのは、プライバシーに関係ないと思って出していたのです か。

町の条例であるわけですよね、プライバシーについて。その辺の説明をいただけますで しょうか。たしか、平成17年度に改正になった個人情報保護条例というものがあるかと 思いますが、その辺はいかがでしょうか。

議長(渡邊政吉君) 総務部長。

総務部長(小守 正君) お答えをいたしたいと思います。

職員の職名あるいは氏名については、非開示の情報ではございません。要は個人情報保 護条例に基づくところの非開示の情報ではございません。開示することを否定するもので はございませんが、あくまでも積極的な公表はしないといたしたいというものでございま す。

議長(渡邊政吉君) 丹羽議員。

7番(丹羽勝夫君) 町民からとってみれば、以前、私もちょっと疑問を持ちましたの で、担当部署に行って確認させていただきました。そうしましたら、その中にやっぱり苦 情や嫌がらせの電話があるのだというお話もありました。それは、電話をかけられる本人 の努力が足りないから電話がかかってくるのかと思います。

ただ、庁内で、その部署によってはカウンターの上に写真つきでしっかりと紹介されて いる部署がございます。私は、それが本来の町民サービスの姿だと思うのです。ただ、今 回、20万3,000円が惜しくてやられていないのであれば、職員の同意を得れば、発 行して、もちろん配布して構わないものかと思っています。それは、それで間違いござい ませんか。ちょっと確認したいと思います。

議長(渡邊政吉君) 総務部長。

総務部長(小守 正君) 丹羽議員のおっしゃるとおりだと思います。職員全員が構わ ないということであれば、それは公表しても構わないと思います。

ただ、広報に折り込んで、実際に職名、名前を入れて町民の皆さんにお知らせするということに対して、町民の皆さんがどこまで求めているかという部分も含めて検討する必要 はあると思います。職員全員のという丹羽議員からのお話がありましたけれども、実は職 員全員の名簿にはなっておりません。その辺も含めて検討はしたいと思っております。

議長(渡邊政吉君) 丹羽議員。

7番(丹羽勝夫君) 今、最後ちょっと聞こえなかったのですけれども、職員全員の意思確認をしていないと言ったのですか。しなかったと言われたのですか。

議長(渡邊政吉君) 総務部長。

総務部長(小守 正君) 職員の皆さん全員の同意が得られれば、それは公表しても構 わないと、そのように考えております。

議長(渡邊政吉君) 同意を得られればということは、同意の確認をとっていないということになるかと思うのですけれども、私方、町民の見方というのは、やっぱり一人一人 違います。私もいろいろな方から、どうして出ないのだということを尋ねられます。確か に、新しい職員が入ってきたけれども、どこに配属されているのかとか、いろいろな形の 見方で、悪い見方ばかりではないと思います。 ですから、例えば、町でできないのであれば、私も何十人の方から聞かれていますの で、私が例えば職員一人一人に確認をとって、意思、同意を求めて、つくって、それを配 布しますよということでも、これは問題はありませんか。町としてどうですか。

議長(渡邊政吉君) 総務部長。

総務部長(小守 正君) それは構わないことだと思います。

ただ、考え方として、町が積極的に皆さんに配布するということを控えさせていただい ているということだけでございますので、その辺は御理解をいただきたいと思います。

ちなみに、町の機構図につきましては、昭和38年、広報創刊以来、掲載をしておりま した。そのころは35名程度の職員で正職員ばかりというような配置でございました。今 は多くなっておりまして、この機構図も8ページにわたって印刷をして皆さんに配布する ような形をとっておりました。果たしてそれがいいのかどうかという行革の部分での見直 しの中で、町民の皆さんに職名と名前の入った名簿を配布しなくてもいいのではないかと いうことで、廃止をしたところでございます。

ちなみに、平成20年11月に元厚生省の事務次官が殺傷されるような事件がございま した。この際に、国立図書館の職員名簿が利用されたことが明らかになっておりました。 この国立図書館での官庁職員録の閲覧制限、これらもありまして、そういうことも背景に あったということも御理解をいただきたいと思います。

議長(渡邊政吉君) 丹羽議員。

7番(丹羽勝夫君) 例えば、事件等もあるとは思います。ただ、それは、私は決して 機構図を見て電話をしているということではないのではないかと思います。

逆に、内閣府が平成21年3月に通達事項として、「個人情報を保護する面ばかりが強 調され、間違った解釈判断で情報の提供、流通がなされなくなったり、その結果、個人情 報の有益な利用がされなくなることは、豊かな国民生活を築いていくことにとってマイナ スです。正しく理解し、個人情報を適切に管理しつつ、上手に活用することが大切です」 とも言われております。

ぜひ、この辺を踏まえて、町民が求めているわけですから、20万3,000円、別海 町の人口割からすれば1人当たり幾らになるか、それを削って不便を感じているようでは 困るなと、私は思います。

続きまして、議員には参考資料としていただきましたが、ほかに関係部署などにも配布 されているのでしょうか。どの範囲内に配られているのでしょうか、お知らせください。 機構図です。

議長(渡邊政吉君) 総務部長。

総務部長(小守 正君) お答えをいたします。

まず、町外になります。町外につきましては、根室振興局、それから管内の市町、釧路 開発建設部、北海道防衛局、厚生労働省、それから根室税務署の9カ所でございます。

町内につきましては、民生委員、教育委員、農業委員会の会長と議会議員の皆様方でご ざいます。

議長(渡邊政吉君) 丹羽議員。

7番(丹羽勝夫君) 先日、町内会長会議のときにこの話が出たかと思います。その際 に、町内会長だけにでもいただけないかということの質問に、配布いたしますという御答 弁でしたが、その辺はいかがでしょうか。これからなされるのかどうか、お願いいたしま す。 議長(渡邊政吉君) 総務部長。

総務部長(小守 正君) お答えをいたします。

先ほどから答弁しておりますけれども、実際に職員がどこまで皆さんにお知らせをすれ ばいいのかという部分もございます。全職員の名簿にはなっておりませんので、そこも含 めて検討させていただきたいということでございます。

仕事上必要であれば、当然、お渡しすることはやぶさかではありませんので、あくまで も非開示ではありません。積極的に公表しないということで考えておりますので、仕事 上、業務上必要であれば、それはお渡ししたいということで考えております。

また、先ほど丹羽議員のほうからもお話ありましたように、役場のカウンターのところ に写真つきの名前を表示したりもしておりますので、その辺は理解をいただきたいと思い ます。

議長(渡邊政吉君) 丹羽議員。

7番(丹羽勝夫君) 必要に応じて見せますよ、出しますよ。役場に来て、カウンター のところへ来たら見えますよと。それは、私から言えば、町民サービスにはなっていない なと。

先ほど言ったように、印刷かけて全体で20万何ぼですよ。それを広報で配布すれば、 ついでに広報の中に入れているわけですから、金額はかかりません。例えば、私がそれを ー人一人尋ねて、同意を得て、名簿をつくって印刷して、広報の中に入れてもらえるかと いったら、これは広報の中には入れてくれないでしょう。大変お金のかかることなので す。

ですから、そういうことを我々に負担をかけさせないで、どうして行政でできないのか と。それなら、だれに見せてもいいことにならないですか。どこどこの部署ならいいです よ、町内会長ならいいですよ、そのほかは必要に応じて見に来てください。町長、その辺 の所見をひとつお願いいたします。

議長(渡邊政吉君) 町長。

町長(水沼 猛君) お答えを申し上げます。

いずれにいたしましても、町民の皆様方にとって、まず役場のどの課でどのような仕事 をやっているのか、また、何かあったときにどこに連絡すればいいのか、それはいろいろ とまだわからない点もあると思いますので、組織機構のお知らせを町民の皆さんにすると いうことは我々も大事なことだと思っているところでもございます。

したがって、今、すべての職員の皆さんの名前が入っていることが本当に町民の皆さん にとって必要なのかどうかも含めて、また、職員の皆さんの同意もまた必要かと思います けれども、それらを含めてこれから検討してまいりたいと思いますし、いずれにいたしま しても、いずれかの形で、できる限り町民の皆さんに機構図を配布できるように今後検討 してまいりたいと、そのように思っています。

議長(渡邊政吉君) 丹羽議員。

7番(丹羽勝夫君) ぜひ、検討していただきたいなと思います。友好都市のカレン ダーだとか、そういったものは町民一人一人に、それがなければということにはなりませ ん。カレンダーはたくさんのところから来ますから。この機構図はここから出さなければ 見ることができないわけですから、ぜひ、その辺、検討していただければと思います。

大きな3点目として、別海町の観光産業についてお尋ねいたします。

最近の新聞に、昨年の管内の観光客の入り込み数が発表されましたが、残念ながら、別

海町が年間25万9,200人と最下位でした。

昨日、町長の行政報告の中で観光について述べられ、ある程度の理解をいたしました が、再度、別海町の観光産業の現状、課題をどのようにとらえられておられるのか、お知 らせ願いたいと思います。

議長(渡邊政吉君) 町長。

町長(水沼 猛君) お答えを申し上げます。

観光産業の現状といたしましては、本町につきましては、野付風蓮道立自然公園、また ラムサール条約登録湿地の野付湾、また風蓮湖のほか、北海道遺産の認定を受けました野 付半島と打瀬舟など、観光資源としての魅力が高まってきているところでもございます。

また、豊かな自然を楽しむツアーや低コストの観光客など、余暇の過ごし方や消費行動 も多様化をいたしているところでありまして、観光以外の楽しみ方がふえていることも現 状であります。

しかしながら、観光客の入り込み数については、根室管内全体で年々減少の一途をた どっておりまして、昨年の当町の各イベントの集客数は、天候に恵まれたこともありまし て増加しましたが、観光客の入り込み数については25万9,200人、前年比11.4% の減ということであります。

大型バスによる旅行から少人数の旅行への変化、また、新型インフルエンザの流行や長 引く景気低迷が主な要因と考えられますが、加えて、今年度に入ってからの口蹄疫によ り、観光客の旅行控えも今後懸念されているところでございます。

多様化している旅行の形態を踏まえまして、通過型から滞在型観光への集客や観光消費 促進、また物産展などへの参加など地域の特色を生かした観光の推進を今後も進める必要 があるのだろうと、そのように考えているところであります。

議長(渡邊政吉君) 丹羽議員。

7番(丹羽勝夫君) ありがとうございました。

ただ、私、町側の体制づくり、その辺にも何点か問題を感じるのですけれども、町の体 制の中に観光交流担当、こういう部署がございますけれども、そこに専門職の配置、そし てまた、長期的に責任ある仕事をしていただけるということの意味で、今までは余りにも 担当者がかわり過ぎて、何か事あるごとに尋ねてもなかなか答えていただけないと。これ は担当がいつもかわっているわけですから。

ですから、そういう意味では、ぜひ、そこにやる気のある、そういった長期的にやって いただける、そういう部署にしていただきたいと、常日ごろ私はそう思っていました。

また、今は体験型観光が大変多くなってきていますが、酪農体験の窓口は、例えば別海 の場合は農政課で担当しますよと。観光面は商工観光課の窓口ですよと。一つの団体が来 て案内するときに、農政課へ行ったり、商工観光課へ行ったり、大変進めづらいというこ とがございますので、そういった窓口の一元化の必要性があると私は感じておりますけれ ども、その辺、町長の所感をひとつお願いしたいなと思います。

議長(渡邊政吉君) 町長。

町長(水沼 猛君) 観光に対する窓口の一元化ということについては、商工観光課で やっておりますので、それについては、一元化ということは成り立っているのだろうと思 います。

ただ、今言いましたように、別海町全体の観光のことを考えてみると、魅力ある資源は それぞれあると思うのですね。それをいかに観光客の誘致に結びつける戦略的な一体とし てとらえた企画でありますとか、そういうことを総合的に考える、そして企画力を発揮で きるということについては、やはり素人でございますので、なかなか役場に人材はいない ということでありますので、そのことについては我々もこれからの観光振興に当たっての 大きな課題だと思っていますので、できればそういう専門的な能力のある人間が欲しいと いうことで、検討は今後してまいりたいと思います。

特に、そういうことにおいては役場だけではなくて、実際に観光に携わったり、これか ら観光をやっていこうという、そういう皆さんについては、個人的にそれぞれ今そういう 芽は出ていますけれども、それを統一して、連携をとりながらやっていくということも極 めて大事なことでありますので、そういうこれからの町の努力もありますし、携わってい ただいている皆さんの努力もやはり必要だろうと思います。そういう連携の中でこれから の観光、将来性ある事業だと思っておりますので、今後とも町としても努力してまいりた いと思いますし、そういう人材の獲得というのは大事であるということも十分認識をして おりますので、今後、検討してまいります。

議長(渡邊政吉君) 丹羽議員。

7番(丹羽勝夫君) 今の担当がどうのということではございませんけれども、ぜひ、 その辺、検討していただいて、進めていっていただければありがたいなと思います。

続きまして、別海町の道の駅のとらえ方、委託管理費等についての試算をお願いいたし ます。

議長(渡邊政吉君) 産業振興部長。

産業振興部長(飯島孝二君) 道の駅のとらえ方ということでございますけれども、今 現在、町で道の駅をということで準備を進めているものについてお答えしたいと思いま す。

当然、道の駅については、駐車場、あるいは便所、電話等の一定水準以上のサービスを 提供できる休憩施設を登録し、道路利用者の利便性の向上と利用促進を図り、安全で快適 な道路交通環境を形成して、地域の振興に寄与するということが一つの目的でございま す。特に、休憩所や便所、あるいは特産品等の販売コーナー等を整備している傾向にあり ますけれども、平成22年度に町として実施を予定している道の駅につきましては、町の 財政上のこともありますので、休憩施設や駐車場等の新規の整備はしないということで、 既存の北方展望塔、今尾岱沼側にある北方展望塔、それと新しくできました公衆便所、こ れを一体的に活用した最低限のサービス提供ができる施設として登録し、日本で一番小さ な道の駅でもいいじゃないかという意見もございますので、そういった最低限の設備をし て、登録に向けて申請していきたいなと。

この申請を今秋ごろまでにしようと思っていますけれども、こういった北方展望塔の整備も国のほうでやっていただけるという話もありますので、そういったものを含めて、登録認定に向けて申請して、認定を受けた後に道の駅としてオープンしていきたいなというふうに考えております。

また、この北方展望塔との関係がありますけれども、こういったものの委託管理費、委 託料等については、我々の所管でなくて総務部の所管でございますので、総務部のほうか ら答えていただきたいと思います。

以上です。

議長(渡邊政吉君) 総務部長。

総務部長(小守 正君) ただいま産業振興部長のほうからお話がありました道の駅、

この北方展望塔の関係でございますけれども、既に北方展望塔として町で管理を委託して おります。

現在の施設の管理費、平年ベースで年間約150万円程度かかる施設となっておりま す。この施設を道の駅として利用する場合の委託管理費につきましては、基本的に24時 間オープンに伴う機械警備等、これらの経費がかかってまいります。新たに35万円程度 かかるものと予想しているところでございます。

議長(渡邊政吉君) 丹羽議員。

7番(丹羽勝夫君) 進め方として今お聞きしましたら、一体的な、できるだけお金を かけないようなやり方の活用をしていきたいと。私もそれは同感かなと思います。日本一 小さいということになれば、弟子屈だとか、そういった小さいところがもっとありますの で、キャッチフレーズとしてはもうちょっと自信を持った道の駅の構想を立てていただけ ればなと思っております。

あと維持管理について150万円、そのほかにトイレだとか、そういった管理面で35 万円ということは、月ですか、年間ですか。もう時間がありませんので、その確認をさせ ていただいて終わりたいと思います。

議長(渡邊政吉君) 総務部長。

総務部長(小守 正君) 年間35万円ということでございます。

議長(渡邊政吉君) 丹羽議員、よろしいですか。

7番(丹羽勝夫君) はい。ありがとうございました。

議長(渡邊政吉君) それでは、以上で、丹羽勝夫議員の一般質問を終了いたします。 ここで、10分間休憩いたします。

午後 2時00分 休憩

午後 2時10分 再開

議長(渡邊政吉君) 休憩前に引き続き、一般質問を再開いたします。

それでは次に、5番瀧川榮子議員、質問者席にお着きください。

質問は一問一答方式でございます。

5番(瀧川榮子君) 通告に従いまして、一般質問を行います。

子宮頸がん予防についてです。

子宮頸がんは、ヒトパピローマウイルスというウイルス感染が原因で引き起こされ、原 因がはっきりと解明された数少ないがんです。

このウイルスは、性体験の経験がある女性であれば、だれでも感染したことがあると考 えられている、とてもありふれた存在です。感染しても、その人の免疫力によって体内か ら排除されますが、排除されずに感染が長期化することがあります。この場合、長い年月 をかけて前がん状態から子宮頸がんへと進行します。この間、平均で10年と研究の結果 が出ています。

この10年を経た年齢は、まさに出産を迎える年齢と重なります。今、少子化が進み、 出産をする女性も減少し、その上、一人の女性が生涯に産む子供の数も減少したままの現 状もあります。命を世に送り出す性を守ることは重要なことと考えます。

子宮頸がん予防ワクチンは、子宮頸がんの原因ウイルスを人工的につくったものを接種 し、免疫を誘導、ウイルス感染を防ぐことにより子宮頸がんを予防するワクチンです。

日本では2009年12月22日より一般医療機関で接種することができるようになり

ましたので、お聞きします。

このワクチンの接種の必要性についてどのような見解をお持ちですか。町長にお聞きします。

議長(渡邊政吉君) 町長。

町長(水沼 猛君) 瀧川議員の御質問にお答えを申し上げます。

子宮頸がん予防ワクチンの必要性についてでございますが、日本でも昨年ようやく子宮 頸がんワクチンが承認されまして、将来的な子宮がんの発症を予防するための選択肢がふ えたということでございますので、我々としても大変喜ばしいことと認識をいたしている ところであります。

また、研究者によりますと、七、八割の子宮頸がんの発症を減らすことができるという、ならないで済むということも聞いておりますので、なおさらのことだと思っております。

なお、この4月から、町立別海病院におきましても、予約により接種できるようにした ところでございます。

以上でございます。

議長(渡邊政吉君) 瀧川議員。

5番(瀧川榮子君) 今、町長がおっしゃいました子宮頸がん全体の七、八割というの は、全体としてそれぐらいの人が子宮頸がんになるということだと思うのですけれども、 特に20代の子宮頸がん、もし20代で子宮頸がんになられた方というのは、このHPV ウイルスに感染している率が9割を占めているということです。この9割を占めていると いうことから、本当にこのワクチンというのは重要なものだと考えるのですけれども、次 の質問に移ります。

接種費用は現在幅がありますけれども、別海町の町立病院では4万2,400円という ことで、予約により接種ということになっていて、病院に問い合わせたところ、現在のと ころ1名の方が接種しているということでした。

ほぼ小学校6年生からの接種対象になっているのですけれども、小学校6年生の女生徒 が87人、中学校の女生徒では216人、高校生では女生徒全学年合わせて172人と多 くいますが、その年齢層の人たちがもし受けたとしても、わずか1人であるということか ら、現在幅がありますけれども、4万円から6万円という高額の費用です。別海町では4 万2,400円なのですけれども、この費用負担の助成というのが必要ではないかと考え ますが、町長にこの点についてお聞きします。

議長(渡邊政吉君) 福祉部長。

福祉部長(田村秀男君) 町長にお尋ねありましたけれども、私のほうから前段お答え をいたします。

接種費用の負担の助成の必要性についてでございますけれども、別海町では、予防接種 法に基づいて予防接種を行っております。予防接種には2種類ございまして、定期の予防 接種というのが一つです。それからもう一つは任意の予防接種というのがございます。そ れで、定期の予防接種には、1類の疾病とか2類の疾病とか、要するに発病すると重症化 したり、後遺症が残ったりするようなものに対する予防接種でございます。これにはポリ オだとかジフテリアだとか、麻疹、風疹、BCGと、こういうものがございます。それか ら、一方、任意の予防接種の病気のほうにつきましては、水ぼうそうだとか、おたふく風 邪だとか、こういうふうに状況によって、はやりぐあいによって、受けたほうがいいよと いうようなことで分けております。

そして、このHPV、ヒトパピローマウイルスでございますけれども、これは任意の予防接種のほうに分類されます。

それで別海町では、定期の予防接種は全額町費で予防接種を行っております。任意のほ うは、残念ながら、助成は行っておりません。しかしながら、必要性は認めておりますの で、瀧川議員の思いもわかりますので、任意接種に関する国だとか道の補助制度の動向を 見きわめながら、負担軽減について検討をしていきたいと思いますけれども、国の助成に 頼らない自治体運営は全部の自治体の理想でございますけれども、なかなか国に依存せざ るを得ないという状況も御理解を願います。

以上です。

議長(渡邊政吉君) このことについて町長の見解があれば。

町長。

町長(水沼 猛君) 今、福祉部長が答弁したとおりでございますが、いずれにいたし ましても、この必要性というのは我々も理解をいたしております。そういう中で、まず、 一時的に町として全額負担するというのはなかなか難しいところでございますので、いわ ゆる予防接種に対しての国の補助制度、この動向を見据えながら、今後、別海町としても 考えてまいりたいと、そのように考えております。

議長(渡邊政吉君) 瀧川議員。

5番(瀧川榮子君) 子供たちの発達は昔と違って進んでいます。この予防接種というのは、この年齢を逃すとに予防ができないという状況になると思います。

任意接種だということは重々承知していますけれども、厚生労働省のほうでは、この予防接種の位置づけ、HPVに対して優先順位は高い部類として予防接種部会で議論中としています。ですけれども、結果がすぐ出るということにはなかなかならないのではないかと思うのですけれども、この結論が出るまで助成というのは本当に必要なものだと考えています。

私の知っている女性なのですけれども、中学生の女の子供さんが2人いらっしゃいま す。このワクチンのことは十分承知していて、受けさせたいと思うのだけれども、金額が 本当に高過ぎて、経済状態上、なかなか受けさすことができないということでした。2人 を受けさすということになりますとやっぱり8万5,000円近くかかります。ですの で、母子世帯というようなことになりますと、みすみすそれを予防することができるとわ かっていながら、予防することができないという状況になります。

一応、別海町は少しほかの町よりも安いですね。標津町は1人4万7,000円なので すけれども、別海町は5,000円ほど安くて4万2,400円です。小学校と中学校の子 供たちが、女性が全部受けるとしても1,284万7,200円ということになります。金 額的には1,200万円を超えるということになると大きいものだと思うのですけれど も、これを予防することによって子宮頸がんを防ぐことができて、そして、今若い子供た ちが出産年齢になって子供を産み、育てていくことができる状況にもっていくというのが 本当に町としての福祉、福祉を守っていく町の役割として大切なことだと思うのですけれ ども、道とか国がやっている結論を待たずに、町として予算計上できる方向性というのは ないものでしょうか。ほかのところでは、国の結論を待たずに、順次、助成をしていくと いうことが始まっていますが。

議長(渡邊政吉君) 町長。

町長(水沼 猛君) お答えを申し上げます。

即といいますか、今年度、来年度という段階で予算計上してやっていくということは、 今現在考えておりませんが、いずれにいたしましても、必要性については十分理解してお りますので、これから、そのことにつきましてもどういう方法があるのかも含めて考えて まいりたいと思っております。

議長(渡邊政吉君) 瀧川議員。

5番(瀧川榮子君) 考えていってくださるということですので、それを心待ちにした いと思うのですけれども、どうせそれを実施するということでしたらば、実施するのは少 しでも早いほうがいいということになります。ですので、子供たちが健康で、健全に成長 して、そして子供たち、新たな子供たち、次の世代を産み育てることができるように、町 としてしっかり検討していただきたいと思いますので、よろしくお願いします。

次に、予防には定期的な検診が最重要と言われています。検診の必要性を伝える機会を 子供たちに設ける必要があると考えます。その現状と今後の方向性について、所管にお伺 いします。

議長(渡邊政吉君) 福祉部長。

福祉部長(田村秀男君) 検診の必要性を伝える機会をということでございますけれど も、現状と方向性ということで私のほうからお答えいたします。

別海町では、まず、健康増進法というのがございまして、これに基づく各種のがん検診 を行っております。やはり検診による早期発見が第1次予防ということで、非常に大切な ことでございます。

それで子宮がん検診というのは、20歳からを対象に実施しているところでございま す。去年からは、子宮頸がんにつきましては無料クーポン券を全額国費で交付されました ので、これは特定の年齢者になりますけれども、20歳、25歳、30歳、35歳、40 歳と、この5歳刻みでございますけれども、この特定の年齢者に無料クーポン券を配って 去年は実施したところでございます。ことし、平成22年は、国の補助のほうが半分にな りましたけれども、引き続き実施をしております。

そういうふうに平成21年度から町が実施する女性特有のがん検診、乳がんと子宮頸が んでございますけれども、無料クーポン券を使って受診の促進を図っているという現状で ございます。

それで検診の必要性を伝える機会ということでございますけれども、瀧川議員おっしゃ るとおり、広報とか、周知というのは非常に大事なことだと思っております。それで保健 センターを中心に、たまたま子供たちが抱える健康問題を共有する場という組織がありま すので、そういう場の活用をしまして、教育関係者も含めまして、連携をとりながら、定 期的に検診を受けることの大切さを十分伝えてまいりたいと思っておりますので、よろし くお願いいたします。

議長(渡邊政吉君) 瀧川議員。

5番(瀧川榮子君) 十分に検診の重要性を伝えていきたいと。教育現場とも協力して ということなのですけれども、教育現場に出ていくということで、子供たちと接しながら さまざまなことを伝えていけると思うのですけれども、教育をしていくという部分では、 学校に保健師さんとか担当の人が出向いて、直接お話を生徒たちにしていくということに なるのでしょうか。

議長(渡邊政吉君) 福祉部長。

福祉部長(田村秀男君) 子宮頸がんにつきましては、今は治療するがんから、予防す るがんへというふうにシフトしてきております。それで先ほど申し上げましたように、行 政とか医療関係者、これらによる啓発というのがまず大事かなと思います。そして、学 校、教育の中で、そういう周知といいますか、教育の中でやることも大切なことだなとい うふうに考えております。

以上です。

議長(渡邊政吉君) 瀧川議員。

5番(瀧川榮子君) しつこいようなのですけれども、教育の中で周知するということ ですけれども、このところで教育現場に出ていくというのは、保健師さんではなくて、学校の中にいる養護教諭がそのことについて教育していくということになるのでしょうか。

議長(渡邊政吉君) 福祉部長。

福祉部長(田村秀男君) お答えします。

私が申し上げたのは決定した事項ではございませんけれども、そういう学校の教育の中 で、養護教諭さんも含めまして、性教育といいますか、そういうことの関連の中で教育し たほうが早いといいますか、よくわかるかなというようなことの一例でございます。

議長(渡邊政吉君) 瀧川議員。

5番(瀧川榮子君) 日本という国は、出産ということに対してはタブー視されてきた というか、昔ですと、出産自体が汚れというような位置づけにあって、全く違った、本当 に納屋のようなところで出産をするというような、そういう地域もあったと聞きます。今 はそういうことがなくなってきていて、清潔なところで、安全に健康に子供が産めるよう にという方向にすべてなってきているのですけれども、昔のそういう思いというのか、そ ういうのがまだどこかで残っているというのがあって、タブー視されている部分があると 思います。

ですので、子供たちの親が正確にこれを伝えていけるかというと、なかなかそうでない 部分があるのではないかと思うのですね。それであれば、こういう教育内容をよく理解し た方が学校現場に出ていって、必要性とか予防法とか、そういうことをしっかりと伝えて いただくということが本当に必要になってくると思うのですけれども、まだ決まったこと ではないということなのですが、ぜひ、しっかりと教育できる方が教育現場の中に出て いって、子供たちに教育していただく方向性というのをつくっていただきたいと思うので すけれども、いかがでしょうか。

議長(渡邊政吉君) 瀧川議員、先ほどから福祉部長が答えているように、教育関係者 と連携をしながら、今後検討したいとおっしゃっているのですが。いいですか。

では、ちょっと教育者の立場から。

教育長。

教育長(山口長伸君) 今、私、初めてというか、認識不足です。本当に不勉強です。 子宮頸がんが予防できるということを初めて知りました。それで、こういうことについて 教育長がこういうざまですから、学校現場でも、特に男の先生はわからないのではないか と思います。

学校現場で性教育をする、こういう指導をするのは養護教諭が主なのですけれども、そ の辺について、校長会議等で子宮頸がんについて予防できるものだということを伝えてい きます。そして、福祉部と連携をとりながら、保健師さん、あるいは助産師さんと連携を とりながら進めていきたいと考えております。 以上です。

議長(渡邊政吉君) 瀧川議員。

5番(瀧川榮子君) 次の質問に移ります。

2問目です。高校卒業生の町内就職応援についてです。

ことし、別海高校を卒業した生徒143名中、進学や就職のために町を後にした青年た ちは約100名で、卒業生の70%です。

町の人口は年々減り続け、10年前と比較して約1,100人の減少となりました。高 校を卒業し、別海町に住み続けて働く意欲を持つ青年も、就職先がないために、泣く泣く 町から出ていかざるを得ない状況もあると聞きます。

また、雇用する側としても、今の経済状況の中で即戦力になる人材を求めたいと思うの は無理からぬところと言えます。

しかし、人材はどこかで育成しなければなりません。専門職を学ぶことは大切ですが、 実践の場となると職場が人材育成の場だと考えます。

ことしは別海高校から別海町内に33名の卒業生が就職しました。職場では、初めて社 会に出た青年への人材育成から始まります。

別海町では、昨年3月に別海町中小企業振興基本条例ができ、基本施策として、中小企 業などに必要な人材の確保及び育成を図ることを挙げています。

そこでお聞きします。

別海町に住み続け就職したいと考える若者に就職の門が広がり、企業にとっては技術な どを受け継ぐ人材が確保できるということは、町が元気でいる上で重要なことと考えま す。町長の所見をお伺いします。

議長(渡邊政吉君) 町長。

町長(水沼 猛君) お答えを申し上げます。

高校生の就職に関しまして、町といたしましても憂慮している状況でございますが、平 成21年度の別海高校卒業者のうち、役場に就職を希望した高校生全員を臨時職員として 採用してきたところでございます。

別海町中小企業振興基本条例が制定されまして、第7条第1項で「町は、学校教育にお ける勤労観及び職業観の醸成が中小企業者等に必要な人材の確保及び育成に資することに かんがみ、児童生徒に対する職業に関する体験の機会の提供、その他必要な施策を講ずる ものとする」と規定をしております。

このことにつきましては、教育により地域経済への理解を深め、郷土愛をはぐくむこと をねらいとしておりまして、現在、高校等で実施しているインターンシップによります職 場体験につきましては、自分の将来に関連する仕事の就業体験、つまり社会勉強でありま して、仕事の内容や雰囲気を知る機会でございますが、この体験が地元就職につながり、 就職希望の高校生が採用希望の地元企業に就職できたならば、企業にとっても必要な人材 が確保でき、企業の発展につながり、若い人たちが町内にいるということは、町の発展に も大切なことだと町としては考えております。

議長(渡邊政吉君) 瀧川議員。

5番(瀧川榮子君) 人材育成、これは本当に時間がかかるということです。その時間 がかかるということは経費がかかるということだと考えています。中小企業の皆さんが経 費をかけて人材育成していくと思うのですけれども、このことについて町長の考えをお聞 きします。 議長(渡邊政吉君) 町長。

町長(水沼 猛君) 就職した若い人が即戦力になれる、こういうケースは余り多くな いと思っておりますが、長く企業に勤めることによりまして技術の向上が当然見込まれま すし、そのことが企業にとっても経営の安定や向上につながるものであります。また、本 人の自信にもつながるものと考えられますが、そのことは当然長い時間が必要だというこ とだと思っております。

議長(渡邊政吉君) 瀧川議員。

5番(瀧川榮子君) 本当に経費がかかるということだと思います。私も仕事をしてい るときのことを考えましたら、よくあの仕事の状況でお給料をもらえたものだという思い と、それからよく出してくれたものだという思いがあります。ですので、本当に雇った企 業とか職場というのは大変な思いをして人材育成をしているのだと思っています。

起業家支援事業が今年度から始まっています。これは中小企業振興基本条例の中の施策 の一つです。

事業者の方は新たな創業とともに、今ある企業の中で人材育成を望んでいます。人材育 成のための一定期間の助成があれば、高校を卒業した青年を受け入れる余裕も少しは生ま れ、新たな雇用につながると考えます。

中小企業振興基本条例の中に書かれた人材の確保及び育成に関して、今後どのような方 針をお持ちか、町長にお聞きします。

議長(渡邊政告君) 町長。

町長(水沼 猛君) お答えを申し上げます。

まず、地元高校生などの雇用を促進するためには、人材の確保及び育成策だけでなく、 事業者に対する振興策なども多面的に取り組み、雇用の受け皿を確保する、このことも大 変重要だと考えております。

現在、別海町中小企業振興協議会において、中小企業振興策の研究作業を行っていると ころでございます。この研究成果の提言をもとに、別海町中小企業振興基本条例第5条の 町長の責務に基づいた中小企業振興策の指針、これを定めまして、この指針により人材確 保及び育成策を含めた各種施策を講ずる、このような方針となっているところでございま す。

議長(渡邊政吉君) 瀧川議員。

5番(瀧川榮子君) その指針によって振興策が決まってくるということなのですけれ ども、町長としては、人材を育成する上で、町として企業に一定期間の助成ですね、新た な人が入ってきたときに、即戦力にならない子供たちを育てるために中小企業は受け入れ るわけなのですけれども、そのときの一定期間の給料の補助というようなことについて、 町長個人としては必要と考えておられるかどうかということについてお聞きしたいと思い ます。

議長(渡邊政吉君) 町長。

町長(水沼 猛君) 現在、そのような人材の確保のために町が助成するということに ついては考えておらないところです。

したがって、企業がどうやってこれから新たな事業を生み出したり、企業として発展していくこと、そういう企業の振興策というのは一番大事なことなのだろうと思いますし、 また、企業としての人材確保、そして企業の将来に向けての人材確保ということについて は、これもやはり企業のこれからの将来的な見通しの中で、企業が考えていくべきことだ ろうと思っておりますし、まさに町が補助をして、そのときは雇用するけれど、補助期間 が過ぎたら解雇するというようなことも、また雇用された若い皆さんにとっても、これも また大変気の毒な話になりますので、やはり雇用というものは、企業がこれからどういう 将来展望、戦略に立って人員を育て、また確保していくか、そういう方針にのっとって、 人材の確保というのは企業として進めるべきものなのだろうと、そのように考えておりま す。

議長(渡邊政吉君) 瀧川議員。

5番(瀧川榮子君) そのお金をもらう間は雇用するけれども、一定期間が過ぎれば解 雇というようなことになる可能性もあるということなのですけれども、一定期間というの は、やはり一定期間の雇用期間が過ぎないと補助、そういうようなものはもらえないとい うようなことを決めるということは大切だと思うのですね。もし補助制度ができたとし て、1カ月、2カ月就職したから、それでそのときに即補助金がくるというような制度で はちょっと町としても厳しいし、就職した人に対しても厳しいし、就職してから働いてい る期間がある一定期間、1年とか2年続けてそこのところで仕事をした人たちに対して補 助をするというようなことついて私は考えていました。

職場というのは、技術を次につなげていくというところで、1人とか2人とか数少ない 人で仕事をしているところもあるのですけれども、技術を継承していくというところで は、かなりの人数で仕事をしていると思うのですね。それで、新しい年代の人が就職して こないと、新しい技術、今まであった技術を新しい年代に受け継いでもらうことができな いということで、やはり職場の中では年齢の平準的なことが必要だと思います。事業主は 技術を受け継いでもらうために、仕事の内容を受け継いでもらうために、仕事を覚え一人 前になるために時間をかけるということですので、そういうことをしたいのだけれども、 必要な人材を確保できないという現状があるということを知っていただきたいと思うので すけれども、どうでしょうか。

議長(渡邊政吉君) 町長。

町長(水沼 猛君) 基本的には先ほど申し上げたとおりでございますが、緊急的な雇用対策でありますとか、そのための政策としては、雇用に対する補助というのは考えられるかもしれませんが、やはり我々として、もしそういう形の補助金を出すのであれば、なかなかそういうことはできないのだろうと思いますし、例えば、これから会社が成長していくためのいろいろな研究をしましょうとか、そういうところに対する助成をしましょうとか、また、いろいろな次の事業展開を図っていくための有効な助成としてそういうところにお金を使っていくとか、やはりそういう研究でありますとか、これからの企業の展開として大事なことであるということについては、中小企業の振興のために資することだと思いますので、考えられないことはないと思いますが、いずれにいたしましても、これから中小企業の皆様を含めた中で、そういう指針づくりという作業を行ってまいりますので、そういう中でどのような提案がなされてくるか、我々も指針に基づいて、それを実現するために積極的に努力をしていくということで御理解をいただきたいと思います。

議長(渡邊政吉君) 瀧川議員。

5番(瀧川榮子君) さまざまお答えをいただきました。そういうふうな研究事業とか、いろいろな新しいものを取り入れて仕事をしていくということの中では、子供たちが 仕事を見つける機会というのも大きく膨らんでくるのではないかと思います。ですので、 別海町にこのまま住んで、ここのところで仕事をしていきたいと思う子供たちが、一人も 漏れることなくこの別海町にとどまってくれるということは、別海町のまちづくりにとってもとても大切なことだと思いますので、ぜひ、話し合いの場で、子供たちが住み続けていくために就職を確保することができるように力添えをいただきたいと思います。

以上で質問を終わります。

議長(渡邊政吉君) それでは、これで瀧川榮子議員の一般質問を終わります。

散会宣告

議長(渡邊政吉君) 以上で、本日の日程はすべて終了いたしました。 あすの本会議は休会となります。

なお、午前10時から、各常任委員会の開催が予定されていますので、どうぞよろしく お願いいたします。

それでは、本日はこれにて散会いたします。 皆様、大変御苦労さまでございました。

散会 午後 2時47分

上記は、地方自治法第123条の規定により会議の次第を記載したものである。

平成 年 月 日

署 名 者

別海町議会議長

議 員 議員 議員